

令和3年6月16日

令和3年第2回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和 3 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 3 年 6 月 1 6 日 （ 水 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 5 時 1 5 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番 岡 田 勇 2 番 高 山 豊 彦

3 番 藤 井 清 隆 4 番 村 山 一 彦

5 番 吉 田 哲 也 6 番 井 上 武 津 男

7 番 岡 本 正 意 8 番 畑 武 志

9 番 小 西 啓 1 0 番 岡 田 泰 正

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	原田敏明
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	5番 吉田哲也 6番 井上武津男

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号専決）
- 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）
- 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）
- 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）
- 日程第 7 議案第23号 和束町組織条例の一部を改正する条例

- 報告第 1 号 令和 2 年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 2 号 令和 2 年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告書
- 報告第 3 号 令和 2 年度和東町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書
- 報告第 4 号 令和 2 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書
- 報告第 5 号 令和 3 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書
- 報告第 6 号 令和 2 年城南土地開発公社決算に関する報告書
- 報告第 7 号 令和 2 年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書
- 報告第 8 号 令和 3 年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄器を設置、演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましてはマスクを外していただいで結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際はマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願ひいたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 3 年第 2 回の和東町議会定例議会を招集させていただきましたところ、議員の全員の皆さんのご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

また、日頃は、和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいでおりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。

今回の定例議会には専決案件、そして条例の一部改正、組織条例の見直し、それと補正予算等を議案として提案させていただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、全議案とも原案どおりご承認、またご可決いただきますことをお願いいたしまして、簡単ですが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもご苦勞さんでございませす。ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

先ほどお願いしておりましたマイクの件と、またクールビズ推進のために上着・ネクタイの着脱は自由といたしますので、心置きいただきますようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、吉田哲也議員、6番、井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月25日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月25日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、和束町議会令和3年第2回定例会報告書に基づきまして、報告第1号・2号、第4号から第8号までの説明をさせていただきます。

報告書のほうをよろしくをお願いいたします。

報告第1号

令和2年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和3年6月16日報告

1枚おめくりいただきまして、令和2年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書で
ございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に報告を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、行政手続等見直し支援事業、462万円、462万
円。

同款、同項、新総合計画策定事業、413万6,000円、413万6,000円。

同款、同項、茶源郷行政情報配信システム機能強化事業、4,180万円、4,18
0万円。

同款、同項、体験交流センター改修事業、7,996万7,000円、6,998万
8,000円。

同款、同項、地籍調査事業、800万円、800万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、2,088
万9,000円、2,000万9,000円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、祝橋整備事業、1億円、8,108万円。

同款、同項、石寺橋整備事業、6,600万円、6,543万9,000円。

同款、同項、町道新設改良事業、430万円、430万円。

8款消防費、1項消防費、小型動力ポンプ付積載軽消防自動車整備事業600万円、
600万円。

同款、同項、消防用備品整備事業、335万2,000円、335万2,000円。

同款、同項、マンホールトイレ備品用倉庫整備事業、142万7,000円、19
万4,000円。

同款、同項、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業、1,468万7,000
円、1,141万3,000円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、1,1

00万円、1,100万円。

同款、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、1,600万円、800万円。

令和3年6月16日提出

和東町長 堀 忠雄

以上でございます。

次に、報告第2号でございます。

報告第2号

令和2年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和3年6月16日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

令和2年度和東町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

款、項、事業名、支出負担行為額、支出済額、支出未済額、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、説明の順に報告を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、総合計画策定事業、325万6,000円、0円、325万6,000円、0円、325万6,000円、新型コロナウイルス感染症拡大により審議会等を十分に開催できず、スケジュールに変更が生じたため。

同款、同項、和東町第2期まち・ひと・しごと総合戦略策定事業、239万8,000円、0円、239万8,000円、0円、239万8,000円、新型コロナウイルス感染症拡大等により審議会等を十分に開催できず、スケジュールに変更が生じたため。

令和3年6月16日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

次に、報告第 3 号を飛ばしていただきまして、報告第 4 号でございます。

報告第 4 号

令和 2 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する
報告書

令和 3 年 6 月 1 6 日 報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書を添付させて
いただいております。

これの 1 ページをお願いいたします。

議案第 2 号

令和 2 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画並びに補正予算について
令和 3 年 3 月 2 2 日に提出され、同日可決されております。

2 ページ目でございますが、令和 2 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画
でございます。

3 ページにつきましてはそれに伴います城南土地開発公社（第 1 回）補正予算、そ
して、4 ページ以降につきましては城南土地開発公社（第 1 回）補正予算実施計画が
記載されておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

3 ページほどめくっていただきまして、次に、報告第 5 号でございます。

報告第 5 号

令和 3 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

令和 3 年 6 月 1 6 日 報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりいただきまして令和 3 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

でございます。

1 ページをお願いいたします。

議案第 3 号

令和 3 年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について

令和 3 年 3 月 22 日に提出されまして、同日可決されております。

2 ページ目につきましては令和 3 年度城南土地開発公社事業計画、3 ページにつきましても令和 3 年度城南土地開発公社の予算、4 ページ以降につきましては、令和 3 年度の城南土地開発公社予算実施計画が載せております。その他、城南土地開発公社の予定貸借対照表を載せておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

続きまして、報告第 6 号でございます。

報告第 6 号

令和 2 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

令和 3 年 6 月 16 日 報告

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりいただきまして、令和 2 年度城南土地開発公社決算に関する報告書を添付させていただいております。

次ページをおめくりいただきまして、

議案第 1 号

令和 2 年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定について

令和 2 年度城南土地開発公社事業報告及び決算について、城南土地開発公社会計規定第 70 条の規定に基づき、理事会の認定を求める。

令和 3 年 4 月 28 日 提出

同日認定をされております。

次ページ以降につきましては、令和 2 年度事業報告書、収支報告書、財務諸表、附属明細表、監査報告書が記載されておりますので、後ほどお目通しいただきますよう

お願いいたします。

続きまして、報告第7号でございます。

報告第7号

令和2年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

令和3年6月16日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第9期令和2年度事業報告書になっております。

次ページ以降、1ページから9ページまでが一般財団法人和東町活性化センター事業報告書、それ以降につきましては、第9期令和2年度収支決算報告書を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

3ページほどめくっていただきまして、次に、報告第8号でございます。

報告第8号

令和3年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

令和3年6月16日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第10期令和3年度事業計画書でございます。

1ページから8ページまで令和3年度の計画書を載せておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

それ以降につきましては、第10期令和3年度の収支予算書でございます。また、お目通しいただきますようお願いいたします。

なお、報告第3号につきましては建設事業課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、報告第3号について説明させていただきます。

ページをおめくりください。

報告第3号

令和2年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算
書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和3年6月16日報告

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

令和2年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

1款総務費、1項総務管理費、事業名：下水道事業（下水道ストックマネジメント計画設計業務）、金額3,150万円、翌年度繰越金額2,030万円。

令和3年6月16日提出

和束町長 堀 忠雄

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

議長から報告します。

監査委員より、令和3年4月30日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

本委員会は、6月4日に町長・副町長、関係課長・課長補佐の出席を求め、各課における令和2年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、「コロナワクチン接種については、皆様のご協力をいただき順調に進んでいる。令和2年度はコロナの影響を受けた決算であった。また、これからの数年間大きな事業が集中している。総合保健福祉施設整備もその一つであり、遅滞なく事業を進めていくため、今定例会において機構改革を行い、課を設置し、組織条例の一部改正をお願いしたい」と挨拶されました。

次に、令和2年度の決算見込みについて報告があり、一般会計で歳入総額38億6,159万円、歳出総額37億8,039万円で、翌年度へ繰り越すべき財源3,810万円を引いた実質収支は4,309万円の黒字となりました。

また、6特別会計では、歳入総額21億3,451万円、歳出総額20億6,105万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,090万円を引いた実質収支は6,255万円と、全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の令和2年度事業の実績状況等について調査を行いました。

総務課では、コロナ感染症に係る事業として特別定額給付金を住民1人あたり10万円、3,812人に給付。感染拡大防止を図るため備蓄用マスクやアルコール消毒、アクリルパーテーション等も購入した。大規模災害に備え、避難所となっている和東小学校にマンホールトイレ10基、備蓄用食料品の更新や段ボールベットを100台購入した。また、町の情報が見やすいようにホームページもリニューアルした。

税住民課からは、2月1日より、マイナンバーカードの利用により住民票の写しや印鑑登録証明書が全国のコンビニで交付できるようになった。また、福祉医療事業や国民健康保険・後期高齢者事業について、コロナの影響で受診を控える方が多く、医

療費も減少した。コロナに係る保険料の減免には、国保で36世帯が、後期高齢で10人の方の申請があった。

福祉課では、満65歳以上と満12歳までのインフルエンザ予防接種について、時限措置による全額助成により前年度に比べ接種者が増え、満65歳以上については25%、満12歳までについては58%の伸びがあった。

診療所では、令和2年度の年間延べ外来患者数がコロナの影響で5,323人となり、前年度と比べると12.5%減少し、診療収入も14.7%減額となった。

その他、各事業においても、コロナの影響で規模の縮小や中止、活動自粛など余儀なくされた。

これらの説明を受けて委員からは、「茶源郷行政情報配信システム光ボックスについて、聴覚障害者に対して文字が流れたり、手話をつけるなど情報の提供は必要だと感じるが検討されているか」、「戸籍電算化クラウドシステム制度の内容はメリットはあるのか、共同化することでリスクも伴うのでは」、「マイナンバーカードの申請も徐々に増えているが、交付状況やコンビニ交付の利用状況は、住民サービスの流れから今後の取組は」、「コロナの影響でふれあいサロンができない状況の中、外に出る機会が少なくなり、高齢者の健康維持について今後の取組は」、「総合保健福祉施設整備の場所選定の根拠は」、また、「海洋センタープールについて、今年はコロナワクチン接種会場となっているので使用中止となっているが、今後、屋根がないままどのように活用していくのか」、「地域公共交通について、現在、会議を路線バス協議会も含め進められていますが、もっと集中した議論ができる場が必要では。早急に進めてほしい」、「介護保険料の改定があったが、かなり高い保険料となっている、値上げの要因は。他市町村との違いはどう分析されているのか」、「診療所において薬剤師や看護師の正職員の配置の検討は」、「また、現在実施されているコロナワクチン接種状況について、接種数や在宅での接種の対応、65歳未満・基礎疾患を持った方の接種は今後どうなるのか」、「国では大規模接種会場が設けられたり、職場接

種や大学接種を実施されるところもある。今後、本町接種計画の調整はどのようにされるのか」など多くの質疑が行われました。

また、その他として、6月定例会に提案予定の組織条例の一部改正の内容や補正予算の内容について説明がありました。

午後からは、コロナワクチン接種会場の現地調査を行い、接種の流れなどを確認しました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうからは、去る6月1日に開催いたしました産業常任委員会報告を行います。

初めに町長から、「4月から新過疎法がスタートし、国土強靱化に関する法律も延長となった。これから数年、事業が集中してくる。今年のお茶の入札状況について、4月の凍霜被害の影響により例年より単価、特に収量が低く厳しい状況となっている。今後の推移を見守っていく」と挨拶されました。

その後、副町長から、令和2年度決算見込みについて報告があり、一般会計・特別会計合わせて実質収支1億34万円の黒字決算であったと説明されました。

続いて、各課の令和2年度事業の実績状況等について調査を行いました。

地域力推進課では、地方創生推進交付金や、きょうと連携交付金を活用した事業の報告があり、移住促進事業では、移住されてこられた方に住宅整備事業補助金を交付した。コロナの影響で田舎への移住相談も多く寄せられており、移住希望者の相談件数も18件、成約も3件あった。広域観光推進事業として、教育旅行の受入れではコロナの影響で農泊の受入れは0件であったが、観光ポータルサイト「いいとこ和東」のホームページアクセス数は22万7,174件もあり、対前年比約3倍の伸びとな

った。農泊受入れ家庭には今後も受入れを続けていただくため、コロナウイルス感染予防対策支援を行った。そのほか、グリーンスローモビリティの運行やワールドマスターズゲームズプレ大会としてCJU大会が開催され、延べ920人の参加があった。

農村振興課では、体験交流センターの耐震改修工事は一部繰越しをされおり、現在、内装工事を実施されている。コロナ感染症の影響による支援対策として、生活応援商品券の交付や茶業経営事業者への支援給付など実施された。そのほか、三国林道の路肩崩落部の維持修繕工事や野生鳥獣の被害防止捕獲と侵入防止柵設置への補助なども実施された。

建設事業課では、祝橋の撤去工事や町道維持修繕工事、橋梁40橋の点検などを実施された。原山地内の町道山口線拡幅改良工事は、令和2年度をもって事業が完了した。簡易水道特別会計では、水道使用料現年度分が集金業務の強化により100%近い収納率となった。下水道使用料現年度分においても同様の収納率となった。

以上の報告を受けて各委員からは、「下水道は供用開始から20年以上経過しているが、マンホールポンプの耐用年数や交換の時期は。下水道においても今後、簡易水道同様に料金改定の必要が生じてくるのでは。早い段階から計画的に進めていかなくてはならない」、「重要文化的景観調査研究事業について保存していくという中で、建物の改修改良の相談はないのか。地域の方とお互い理解を深めてやっていただきたい。インバウンドの来町にもつながる」、「ワールドマスターズゲームズが来年5月に開催されるが、準備の進捗は。混雑を避けるため、会場各場所へのボランティアさんの配置など、大会に向け内容を十分把握していただきたい」、また、「以前から確認している和東茶カフェの公共施設利用料減免の申請内容や根拠は」、「合併処理浄化槽設置補助金の適切な予算の計上を」、そのほか、今年のお茶の入札状況や水道料金改定案の報告、6月定例会に提案される補正予算の内容や祝橋工事発注に伴う契約の締結について、7月に臨時会をお願いしたい、4月の凍霜被害対策について補正予算を考えているなど説明を受けました。

また、管轄外ではありますが、コロナワクチン接種会場の現地調査も行いました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、岡田 勇議員。

○相楽郡広域事務組合議会（岡田 勇君）

相楽郡広域事務組合議会報告をいたします。

6月2日、大谷処理場会議室において、令和3年第1回臨時会が開催をされました。

初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取組について次のとおり報告がありました。

令和元年度、2年度の2か年で工事を進めてきた大谷処理場基幹的設備改良事業は、試運転を経て、4月1日から新施設での運用を開始した。

消費生活センターの令和2年度の相談件数は606件で、うち、コロナウイルス感染症関連は48件であった。

広域圏事業の今後のあり方検討会では、今後、相楽会館貸館の廃止に伴い、事務局、消費生活センター、休日応急診療所などの新たな活動場所確保のため、現状維持や耐震改修、移転改築などの比較検討に当たり、専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行うため、相楽会館改築等計画策定業務の委託に当たり、入札に向けた手続を進めていると報告されました。

続いて、議長、副議長の選挙が行われ、議長には南山城村の梅本章一議員を、副議長には木津川市の森本隆議員をそれぞれ選出し、監査委員には精華町の三原和久議員を選任することで同意をしました。議会運営委員5名も同様に選任いたしました。

また、最後に事務局から報告があり、去る2月16日に開催された定例会において、議員から「一般質問の取扱いについて検討いただきたい」という意見があり、4月14日に議会運営委員会を開催した。過去に一般質問は実施されていたが「平成18年3月定例会から一般質問は実施しない」と決定され、その経過も踏まえ議論された。

様々な意見がある中、整理しなければいけない事項もあるということで、継続審議となりました。再度7月上旬に議会運営委員会を開催される予定であります。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、小西 啓議員。

○相楽中部消防組合議会（小西 啓君）

相楽中部消防組合議会報告を行います。

6月2日、消防本部において令和3年第1回臨時会が開催されました。

初めに、河井管理者から、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の継続に努めている。和東町では堀町長が4月の町長選挙で再選され、引き続き、本組合の副管理者に就任していただいている。また、木津川市、和東町では議長選挙が行われ、新たに組合議会議員の選出があった」と報告されました。

次に、議長・副議長の選挙があり、議長には木津川市の森本隆議員、副議長には笠置町の大倉 博議員をそれぞれ選出しました。監査委員には、本町の岡田泰正議員を選任しました。また、議会運営委員等も選任いたしました。

続いて、議案の審議に入り、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度補正予算は消防車両整備事業など京都府補助事業の増額によるもので、賛成者全員で可決いたしました。

令和3年度補正予算は、消防本部新庁舎建設工事建築等設計業務委託事業における予算の債務負担行為の設定について、賛成者多数で可決いたしました。

また、加茂高規格救急車の買入れについて、賛成者全員で可決いたしました。

その他報告案件として、広報指令車等の事故による損害賠償の報告が2件ありました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、山城病院組合議会、高山豊彦議員。

○山城病院組合議会（高山豊彦君）

それでは、国民健康保険山城病院組合議会の報告を申し上げます。

令和3年4月15日（木）午後3時30分より、京都山城総合医療センター会議室において開催されました。

初めに、諸般の報告及び議案の説明について河井規子管理者から、前中井院長の定年退職に伴い、後任に岩本一秀院長が就任され、新体制の下、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と地域の関連機関等と連携し、よりよい医療・介護に努めるとの報告の後、議案の説明がありました。

次に、議会運営委員会の委員の選任について、議会運営委員会の委員の欠員に伴う補充として、議長の指名により、私、高山が全員賛成で選任されました。

次に、第5号議案 損害賠償の額の決定については、令和元年9月17日に冠動脈造影検査目的で入院、翌18日、右冠動脈にカテーテルを挿入し造影剤を注入したところ、右冠動脈に亀裂（解離）が発生し、永眠されたことにより、当該患者遺族から損害賠償を求められたもので、質疑の後、全員賛成で可決いたしました。

その後、日程の追加があり、第6号議案 令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第1号）については、令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第1号）は、病院事業収益及び病院事業費用にそれぞれ損害賠償保険金2,093万1,000円が増額補正され、収益的収入及び支出の総額がそれぞれ86億1,115万4,000円を計上され、全員賛成で可決いたしました。

続いて、令和3年第2回国民健康保険山城病院組合議会臨時会の報告を申し上げます。

令和3年6月3日（木）午前9時30分より、京都山城総合医療センター会議室において開催されました。最初に議長の選挙が行われ、選考委員による指名推選の結果、南山城村の廣尾正男議員が選任されました。

続いて、副議長の選挙が行われ、選考委員による指名推選の結果、木津川市の高味孝之議員が選任されました。

次に、諸般の報告及び議案の説明が行われ、河井規子管理者から、新型コロナワクチンの接種の状況等の報告がありました。

次に、議会運営委員の選任について、木津川市の山本しのぶ議員、玉川実二議員、山本和延議員、笠置町の田中良三議員、和束町の畑 武志議員、南山城村の齋藤和憲議員が選任され、委員長に畑 武志議員、副委員長に山本和延議員が選任されました。

次に、同意第1号及び同意第2号 監査委員の選任については、選考委員の指名推選の結果、木津川市の森本茂議員、和束町の畑 武志議員が選任されました。

次に、第7号議案 京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例については、産後健診料について、健診内容の見直しに伴い、1回につき4,000円を1回5,000円に改めるもので、質疑の後、全員賛成で可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

皆さん、改めまして、おはようございます。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々にお悔みを申し上げますとともに、現在も闘病中の方々へお見舞いと一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

また、日夜、治療等に携わっていただいている医療従事者の皆様やエッセンシャルワーカーの皆様に心より感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねします。

我が国においては、昨年1月に最初の新型コロナウイルスによる感染者が確認されて以降、4月7日に第1回目の緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策が進められてきたところでございます。

その後、2回の緊急事態宣言が発出、現在も人々が蔓延防止対策に心を配り、自身の行動を自粛しながらの厳しい生活が求められているところでございます。

そのような中、国は、多くの国民へのワクチン接種により、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負担軽減、さらには社会経済の安定につながることを期待されるとして、自衛隊による国の大規模接種会場や各都道府県及び市町村でのワクチン接種が進められているところでございます。本町におきましても、5月24日から高齢者を対象とした集団接種が進められ、6月14日には最初に接種された方々が2回目を終えられています。そこで、これまで65歳以上の高齢者の方がワクチン接種を申し込まれた人数及び高齢者人口に対する比率、また、今後、高齢者以外の方のワクチン接種はどのように進められる予定なのか、ご答弁をお願いします。

2点目に、和東町交流ステーション(農産物直売所)の運営についてお尋ねします。

昨年度、グリーンティ和東のガラスハウスを撤去し、跡地に農産物等の直売所として和東町交流ステーションを整備されましたが、その設置目的についてお尋ねします。

また、交流ステーションは出展者で組織する民間主導型で運営され、住民が育てた野菜等を販売すると聞いていますが、現在の出展希望者数や出展される商品の内容、

また、運営組織の構築状況と施設のオープンの予定についてお尋ねをいたします。

次に、3点目ですが、総合保健福祉施設整備計画についてお尋ねをいたします。

本町では、現在の社会福祉センターや国保診療所の老朽化に伴い、新たに保健・医療・福祉の一体的な提供体制を図る総合保健福祉施設の整備を進めるため、平成30年度に総合保健福祉施設整備検討委員会が設置され、施設の整備場所や機能等様々な検討を重ねられ、本年1月に基本計画を策定されました。そこで、基本計画では、財源の確保等に一定の目途が立つなど、整備条件が整った段階で事業に着手するとありますが、現在の計画の進捗状況と今後の進め方についてお聞きします。

また、検討委員会では施設の整備場所について、当初5か所の候補地から災害時の安全性や住民の利便性等を基に検討され、今回の基本計画の策定に当たり、最終的には役場に隣接した場所に決定されました。

しかし、役場周辺は最大級の降雨があった場合、1メートルから5メートルの浸水が想定されることや1メートル程度の土砂災害などの危険性もあることから、人工地盤が必要とされています。

一方、災害発生時の対策拠点や福祉避難所としての機能を備えるとしていますが、施設へのアクセス道路についてはどのような整備を検討されるのかお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

2回目以降は自席から行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、一つ目でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種について答弁させていただきます。

和東町では、質問でもいただきましたように、5月24日（月）でございますが、これより和東B&G海洋センターにおいて65歳以上の方の集団接種を開始させていただいたところであります。この集団接種を行うに当たり、相楽医師会の和東町班の町内3診療所の先生方やワクチンの調製に相楽薬剤師会の薬剤師の方々、会場までの移動手段のない住民の接種会場までの送迎を担っていただいております社会福祉協議会のご協力をいただき、町住民のご理解、ご協力により集団接種できていることを大変感謝しているところであります。改めて最初にお礼を申し上げたいというように思っております。

接種された方も医療機関を受診しながらしなければならぬほどの副反応やアナフィラキシー反応を示された方はなく、今日現在でございますが、順調に接種が進んでいるところであります。

それと、最初の質問の1の（1）でございますが、65歳以上の高齢者のワクチン接種の申込数は現在1,605人の方にお申込みをいただいております。高齢者人口の約91%に上っているところであります。

あとのご質問をいただいておりますが、担当課長のほうから答弁させていただきます。

次に、三つ目に飛びますけども、総合保健福祉施設計画についてであります。第4次総合計画後期基本計画において、保健・医療・福祉の一体的な提供体制の構築を図るため、この総合保健福祉施設の整備を進めているところであります。平成31年3月に総合保健福祉施設に係る基本構想が、また令和3年1月に基本計画が策定されております。今年度は後ほど提案させていただく和東町組織条例の一部を改正する条例においてご承認いただけましたら総合施設整備課を立ち上げ、その課で、今後、関係条例や要綱等の整備、それと現地調査をはじめ建設に向けた委員会等組織づくりな

ど、その建設に向けて事務を進めてまいりたいと思っております。

以上、高山議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、ほかの質問につきましては、副町長及び担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、高山議員からのご質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

それでは、私のほうから、高山議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

私のほうからは、ご質問をいただきました2番目の和東町交流ステーション（農産物直売所）の運営についての（1）交流ステーションの設置目的はということで、これについてお答えさせていただきたいと思えます。

あと（2）から（3）、（4）の関係につきましては担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いしたいと思えます。

まず、今般、グリーンティ和東の隣接場所に交流ステーションを建設させていただきました。まず、グリーンティ和東内に設置しております和東茶カフェは、基本にご存じのとおりなんですけれども、和東茶を中心にアンテナショップということで、長年役割を果たしてきております。

今般建設しました交流ステーションの設置の目的のまず一つ目なんですけれども、先ほども高山議員のほうからありましたように、基本的に、和東茶以外の農産物の出品をしていただくということで考えております。

まず、和東町で生産されております野菜等につきましては、自家消費で栽培されておるのがほとんどでございます。されど、消費し切れない部分については、以前から民間のこういった直売所がございましたら、そこに生産者が直接納品されているとい

うのが現状でございます。現在はそういった民間が経営されている直売所もなくということで、中には町外まで足を運んで、できた農産物を出品されているということも聞いておりますので、一つ目には、そういった場所の提供をしたいと、このように考えております。

二つ目なんですけれども、加工品の出品を目指しております。

和東町は荒茶の生産の1次産業が主に来ております。以前からこれは課題として挙げておられました、町も取り組んできました6次産業、これを目指していかならんということが課題でした。今まででもお茶とコラボした加工品を製造されたグループがございますし、また個人の方もおられます。ただ、そういった発表する場所、また出品場所がないということで、これも隣接する町村にわざわざ持っていかれて販売されているといった現状でございます。町内でせっかく活動されたそういった商品ができたのに発表するところがないということで、そういった6次産業に係る加工品もここに置いていただきたいと、このように考えております。

最後ですけど、三つ目につきましては、住民の皆さんがチャレンジできる場所として考えております。これは住民の皆さんが個人も団体も含まれるんですけれども、手工芸品を作っておられる方もたくさんおられます。住民の皆さんは趣味でやっている方がほとんどなんですけれども、そういった方の発表の場所、日常的に町内外の人にこういった作品を見ていただくということも考えております。よければその作品を購入していただくということも考えております。

大まかにこのような3つの点のそういった中心的な場所になったらいいのかなということで今回つくらせていただいております。

以上、和東町の交流ステーションのコンセプトなんですけれども、基本的に住民がチャレンジできる場所と、あと、自由に交流できる場所、それと町内外の方もこういったところで体験していただく場所、こういったことを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から高山議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。

私からは、1番の新型コロナウイルスワクチン接種についての（2）高齢者以外の方のワクチン接種はどのように進められるのかについて答弁させていただきます。

先ほど町長の答弁でもありましたように、65歳以上の高齢者集団接種が5月24日より和東B&G海洋センターで開始させていただいておりますが、高齢者の集団接種が7月中に終了いたしますので、8月より基礎疾患のある方や高齢者施設にお勤めの方から優先に予約を取らせていただきまして、和東B&G海洋センターで集団接種を計画しているところであります。

今回は65歳未満の方の接種になりますので、コールセンターでの電話での予約だけでなくウェブ等の予約もできるよう準備を進めているところでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

次に、3番の総合保健福祉施設計画についての（1）現在の計画の進捗状況と今後の進め方についてでございますが、これのうち今後の進め方につきましては、先ほど町長のほうから答弁させていただきました現在の進捗状況につきましては、基本構想、また基本計画が策定されまして、先ほど町長からもありましたように、次の提案のほうで新たな課が承認いただきまして、できますまでの間、プロポーザルの関係等の各委員会の委員の先生方の選定、その準備、今現在やっておりますのが基本設計なり実施設計、また、それに係る予算等どのぐらいかかってくるのかというところの準備のほうを今、進めていっておるところでございますので、こちらにつきましてもご理解よろしく願いいたします。

以上、私から高山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

失礼いたします。

高山議員からの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、2. 交流ステーション（農産物直売所）の運営について、（2）出展希望者等数及び予定される商品の内容はについてでございます。

出展者の皆様で組織される協議会の設立に当たりましては、3月下旬において延べ4日間、住民の皆様を対象に運営体制等についての説明会を開催されております。説明会には計53名の方々が参加をされております。その後4月4日に設立総会を開催され、協議会の名称、協議会会則や出展規定などについて承認・決定をされたところであります。

出店をご希望される際には、協議会に会員登録を行っていただく必要がございます。現在申込みをされている会員数は41名となっております。

予定されている商品の内容といたしましては、現在検討されているものとしまして、農産品として野菜・花・木、手工芸品として木工品・陶芸品・鞆など、食品加工品として漬物・ジャム・ハーブ、6次産業で活動いただいているグループの方々の加工品等でございます。

飲食関連につきましては保健所の調査等済ませておられるところではございますが、現在どのような形でご提供されるか検討をされているところでございます。

他に催物関係といたしまして、ハーブの入れ方、体験教室の開催などを考えておられるところでございます。

次に、（3）民間主導型での運営を目指しているが、運営組織の構築の状況はにつ

いて答弁をさせていただきます。

出展者で構成された協議会により、ふるさと産品等の提供を通じて住民の方々が気軽にふれあい、交流できる場となることを目指されております。交流ステーションの運営組織として和東の里協議会が4月4日に設立され、協議会役員につきましては4月20日に決定をされております。その後、数回の役員会の開催、出品者の方々への説明会開催、その他、オープンに向けた各種手続につきまして進めていただいている状況でございます。

次に、(4)交流ステーションのオープン時期はいつかについて答弁をさせていただきます。

現在予定されておりますのは、緊急事態宣言の状況を鑑みられ、まず、本オープンに向けたプレオープンを6月26日(土)から、本オープンまでの土日を主体として行われる予定となっております。

時間につきましては午前10時から4時までとされ、平日にプレオープンをされる日につきましては検討をされているところであります。

本オープンに向けた体制等を整えられるために約1か月を持ち、段階的に実践練習を踏まえ、試験的な営業を行われることとなっております。

本オープンにつきましては、令和3年7月21日(水)午前10時開店となっております。営業時間は午前10時から午後4時までであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

それでは、高山議員からいただきました一般質問のうち、私からは、「災害発生時の対策拠点としての機能を有する」とあるが、施設へのアクセス道路をどのように整備されるのかについて答弁させていただきます。

今回の施設計画については、建設予定地周辺整備も同時並行的に整備することとなるかを見ています。災害対策拠点となり得る施設は、そのアクセス道路として現在基準では道路幅員5メートル以上の確保が言われていますので、アクセス道路は新たに整備する必要があることや建設中の工事車両の進入道路も必須となりますので、以前に一部計画をしておりました町道中溝役場線の拡幅改修を、今後、施設建設に合わせて整備する計画を進めたいと考えています。

今回建設を計画しています施設用途に合わせた周辺整備につきましては、建設計画に合わせ担当課と連携を図りながら進めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、高山議員からいただきました一般質問の答弁とします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

それぞれご丁寧な答弁ありがとうございました。

今回の新型コロナワクチンの接種に関しましては、先日の総務厚生常任委員会の中でも同じような質問をさせていただいたんですが、今回の本会議につきましては住民の方もそういった中継をご覧いただいているということもございますので、あえてまた質問させていただきました。

ありがとうございました。

そこです、もう少し詳しくお聞きしたいんですが、高齢者の中で施設入居の方がいらっしゃると思うんですが、その方は先ほどの人口の中に含まれているのかどうかですね。ですから、施設入所の方を除くともう少し率が上がるのかどうか、そこについて教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今の高山議員のご質問ですけれども、町長の答弁のときに1,605人の予約というような中で、その中に施設入居者等が入っているのかということだと理解しておるんですが、施設入居者の数につきましては、うちのほうでは完全把握というのができませんので、おおよそ推定で思っているところでございますので、実際にあそこに入っているのは予約された方のみということですので、これ以上の数字になろうかと思っているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

ということは、相当な率の高齢者の方が接種をされている。まだ、第3期目の接種が後でありますけど、そこで1回目を終了されるということになるわけですね。

ありがとうございます。

今現在、自宅で介護を受けられておられる方、接種会場に行けない方、この方の訪問接種とか、そういった体制については検討されているのかどうか教えていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

現在、集団接種させていただいておりますが、やはり当日、急な体調不良でキャンセルというのがございます。事前に町内3医院の先生方にご相談させていただきまして、万が一のときはご自身のかかりつけの患者様方にご希望のある方につきましては接種していただきたいというような要望のほうを出しておりましたら、実際にそうい

う方もいらっしやいまして、キャンセルの分をもって先生方に往診していただきまして、接種していただいているというところでございます。

万が一、キャンセル分以外でも当然出てくる可能性というのが出てきますので、それにつきましては、3 医院の先生方をお願いしているところでございますが、万が一、接種会場に来れないという方がございまして、自宅のほうで接種させていただくということでございます。

○議長（岡田泰正君）

2 番、高山議員。

○2 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

まず、そこの体制につきましてはしっかりとチェックをしていただいて、あくまでも任意なんで希望者なんですけど、やはり希望される他につきましては全員接種していただけるような体制をお願いしたいと思います。

あとですね、高齢者の集団接種の案内では、申込みは4月30日が締切りとなっていたわけです。先ほどの率からいきますと、ほとんどの方が申込みをされているのかなとは思いますが、今まだ迷っておられる方も中にはおられるかも分からない。そういった方は今現在でもコールセンターのほうの予約はできるのかどうか、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

今、高山議員からありましたように、4月30日で一定予約のほうは締め切らせていただきました。これにつきましては、当初に福祉課のほうで計画させていただいていました接種日程の接種人数の中で締め切らせていただいたということで、それ以降

につきましてもコールセンターのほうでは随時受け付けのほうをさせていただいております。今週の数聞いておりませんが、先週につきましても数名申込みのほうがございました。それにつきましては、当然、全て受けさせていただいていると。

ただいま65歳以上の方が7月中に、予約のある方については全部打てるような形は取っておるんですけども、これ以上、追加予約があるようでしたら、それ以降に計画しております65歳未満の方のところで接種していただくことになるかもしれませんが、今、ワクチンの和東町への到着の計画等を考えていきますと、十二分に住民の方に接種できるということでございますので、時期が若干ずれるかもしれませんが、7月、8月中までにはほぼ完了するかということでは思っているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今お話がありました65歳以下については、7月、8月中に打てる体制をとということでございます。やはりこれはなるべく早くそういった体制を整えていただきたい。

特に、基礎疾患のお持ちの方につきましては、もともとコロナウイルスというのは高齢者、また基礎疾患のある方というのは重篤化しやすいと言われてきたわけですね。毎日不安を抱えながら心配をされながら生活をされておられるわけです。ですから、そういった特に基礎疾患のお持ちの方につきましては、優先してでも早く接種をお願いしたいというふうに思いますが、その優先順位についてはどのようにお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

65歳未満の方につきましては、今、国から示されておりますとおり、当然ながら、

基礎疾患の方が第一優先で予約を取らせていただく予定をしております。また、そのまま60歳以上の高齢者の方、高齢者施設にお勤めの方、こういうところも優先順位が上位におりますので、そこら辺の方を中心にさせていただくんですが、今、計画しておりますのが7月21日ぐらいで高齢者の65歳以上が終了いたします。そのまま引き続き、8月の頭の上旬から65歳未満の方の接種を計画しているところで、その早いうちの日程のところそういう方を入れていきたいと。

また、それ以外の方につきましても、場合によりましたら各市町村での計画の中で一定の順位を決めていったらいいというような国からの方針もいただいておりますので、基礎疾患、また高齢者施設等にお勤めの方以外の方でも、一定、順位を上げた中でやっつけようかと計画しておるんですが、8月中に何とか若い方も含めた中での町住民の一般接種終了に向けての、今、計画をしているところですので、どちらにいたしましても、皆様、一定の時期には接種ができるというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今も既に65歳以下の方はそういう形なるべく進めていきたいということですが、昨日のニュースで国のほうの自衛隊が行っている東京と大阪の大規模接種会場ですね、ここに今日から予約が可能になっていると。明日から接種を行うということで発表がありました。これにつきましては、報道では現に予約券をお持ちの方を対象として受けられるということになっていたと思うんですが、まだ、本町については65歳以下の方には予約券は発送されていないですよね。ですから、先ほど申しました基礎疾患のある方がなるべく早く受けたい、大阪へ行ってでも受けたいという方があれば、そういう予約券があれば今日からでも申込みができるわけです。そうい

った体制はいつ頃から整えられますか、その予約券の発送。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今現在、準備をしているところでございます。実際に発送できるのは今月は無理かなということで、7月に入ってしまうというような形で今、進めているところではございますが、今、高山議員からありましたように、報道のほうでもそのような形で、今現在行われてます接種のほう、国や京都府で進められているほうにもそのような話が出ておりますので、本町におきましても基礎疾患の方等、またご連絡いただきましたら個別相談させていただいて、早いうちにさせていただくように思っているところでございます。

ただ、住民の皆様、残りの65歳未満の方に接種券をお配りするの、やはり事務の都合上、どうしても7月の中旬近くにはなってくるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今現在、高齢者の方の65歳以上の方の接種を進めていただいている最中でございますので、特に担当課とされましても大変忙しい中かなというふうに思います。そういった意味でも、日常現場の中でなかなか厳しいところがあるのかなと思うんですが、今回のワクチン接種体制につきましては、国のほうから人件費の部分の支援もあるかと思うんです。ある一定、人的な計画も立てる中で、やはりそういった、よりスムーズな早い体制づくりということも、府なり国と常に調整をしていただきながら進めていただくということも大事かなというふうに思うんです。

今、府におきましても、けいはんなプラザ等大規模接種会場を設けられています。今現在はまだ高齢者が対象ということだと思っておりますが、今後、国の大規模接種会場の流れを受けて府のほうでも変化があるか分からない。まだ、これは分かりません。そういった情報も常にコミュニケーションを取っていただいて、情報はいち早く入れていただいて、それに対応できる体制づくりをお願いしたいと。8月と言わずになるべく早く、特に基礎疾患のある希望される方については接種を進められるような体制づくりをお願いしたいと思っておりますが、そのあたりはどうですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、今、御指摘等ありましたとおり、基礎疾患のある方につきましては、できるだけ早いタイミングで接種できたというふうには思っているところでございます。

今ありましたように、国もそうですが、京都府におきましても接種の枠の拡大ということで、例えば、警察職員とか府立学校に勤務する教職員等、65歳以上の高齢者のみならず拡大されているところでございます。また、これは随時、65歳未満の方にも拡大が広がっていくのかなと、一般の方に広がっていくのかなと思っているところではございますが、本町におきましてもできるだけそこらにつきましては早急な対応ができるように進めていきたいと思っております。

ただ、最初のほうの質問でありましたが、京都府とかでも医師・看護師等の派遣のほうは打診はいただいております。ただ、接種の日数なり接種会場を増やすということになりましたら、医師や看護師だけではなく、そこに従事するスタッフが必要になってきます。それにつきましては、国も京都府も一定そちらの派遣のほうは全然お話をいただいております。今現在、福祉課、また関係各課、全庁を挙げて各課のほうに職員を要請させていただきまして協力いただいているところでございます。

現在の体制以上の事務、また周辺の駐車場係等を含めましたスタッフの人員確保がどうしてもなかなか進まないというところで、現在のところ、今の接種の体制がいっぱいかなというふうに思っておるんですが、できるだけ早いうちに、特に基礎疾患の方等につきましては接種できる体制をつくっていきたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

接種体制の部分で、今おっしゃったように、医療体制であるとか、そういった人員は厳しい状況もあるかと思うんですが、そうではなくて、クーポンの発送については、事務職を臨時で採用されてそういった発送が可能なのかなという考え方で、先ほどそういったこともやはり流れが早くなってきたら、それに合わせて期間的な臨時職員を雇用されてそして発送体制を整えていけないのかなということなんですが、そこはどうですか。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

はい、お答えいたします。

65歳以上の高齢者の方のクーポンの郵送につきましても、一定、臨時職員の方、会計年度任用職員の方を雇用させていただきまして、そちらのほうで随時準備を進めさせていただきました。同じような形で準備のほうを進めさせていただく予定なんです、これにつきましても、当然ながら会計年度任用職員の方にその業務を丸々お渡しするというわけにはいきません。当然正規の職員がついていかなければいけないという中でいきますと、日常業務等の関係で毎日1日8時間、10時間そばについてというような業務がなかなか進まないというところではございますが、今、高山議員か

らありましたように、従前には65歳以上の方のほうはクーポンを送っておりますので、一定のノウハウは身につけているというところで、少しでも早いうちにクーポンを配付できるような体制を組ませていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、よろしくお願したいと思います。

先ほどもございましたが、京都府の大規模接種会場ですね、これにつきましては、学校の先生とか警察とか消防とか、そういった方々については優先されるような形があります。

ニュースなんかも聞いてますと、やはり大企業ですね、大きな企業については自社のほうで職域接種を計画されておられるところもあるかと思えます。そういった場合ですね、職場で接種を受ける場合、クーポン券が必要なかどうか、要るとすれば、せっかく体制が整っているのに自分の自治体ではクーポン券がまだ届いていないから受けられないということになるわけですから、そのあたりはどういう情報を得ておられますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

職域内、政府が言っておりますのは、大体1,000人以上の人数を集めた中でということで発表されているところでございます。

当然ながら、65歳未満のところにつきましては、全自治体、クーポンの発送も準備を進んでいるところ、また進んでないところ、まちまちになっているかと思うんで

すが、クーポンが仮に届いてなくても、職域のほうでは一定名簿等を整理していただ
いた中で、その自治体と調整していった中で接種してもいいというふうには聞いてお
りますので、本町では1,000人規模のというのは難しいと思うんですが、本町の
住民で万が一そういうような大規模の企業での接種が受けられる、また希望される方
がいらっしゃいましたら、クーポンなしでも後日のクーポン発行ということで問題な
いということを知っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。要するに、接種されたかどうかの把握はそれぞれの企業でされるの
で、それについては調整ができるという考え方ですね。分かりました。

なるべく早く、ほかの65歳以下の方にもそういったクーポンが届くように、業務
多忙でしょうけども、よろしく願いしたいというふうに思います。

次にですね、交流ステーションの関係なんですが、先ほどいろいろハーブティの体
験会とか、いろんなお茶の商品の開発、また、その発表会とか、そういう説明があ
ったかと思うんですが、今の報告書を見てますと、これまでもされておられたんでは
ないかなというふうに思うんですが、和東茶何とかいうところ、そういったところでい
ろんな機会を通じて、和東グリーンファームとかでそういう発表会等もこれまでもさ
れてきたんですね。いかがですか。これまでそういった発表会があったのかなかつ
たのか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

失礼いたします。

高山議員のご質問にお答えいたします。

これまで活性化センターのほうでハーブの事業をいろいろ展開されておりました。そういう中で、活性化センターのほうでは、お話ございましたとおり実際されておられたところではありますが、活性化センターのほうと今回の交流ステーション、融合するような中で、相乗効果という形で、私もどのようなことを計画されているのか先日お話を聞きにいったところ、そういう話を検討しているということがございましたので、ご報告のほうを答弁としてさせていただいたところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ということで、今まで活性化センターのほうが中心となってそういった事業を進められてこられたということですね。今回の交流ステーションで発表会であるとか商品開発であるとかということとされるということで、そしたら、これまでの和東グリーンファームでされていたそういうものというのは、ファームではされずに今後は交流ステーションのみでやられるということによろしいでしょうか、副町長。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、活性化センターでの事業報告書に書かれておりますけれども、確かに、今まで活性化センターがお茶を使ったハーブとのコラボ、これは行っておりまして、講習とか発表会とか、そういうのをやっております。

以外に、民間のほかのグループとかやっておられる方のテラス和豆香を使って商品開発をされているんですね。そういったところのグループとかをほかのグループも含めまして、そういった方の品物とか生産されたものを直売所で展示していただいて、出品していただいて売っていただいても結構ですし、そこら辺の講習とか、そういう

のを開いていただいても結構かなと、このように考えております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。今後はそういう形でいろいろ工夫されるということでございます。

先日から、交流ステーションの関係につきましてはいろいろ議会の中でも議論になりました。先ほどのご答弁からしますと、今もう既に組織体制が整って、いよいよ7月からスタートするという運びになっているということですが、この使用料につきまして月額8万円ということで先日もいろいろ議論になりましたけど、どうしても農家、要するに野菜なんかは特に露地物が中心になるかと思うんですね。そうしますと、年間を通して作物があるかということ、なかなか厳しい状況にあると思うんですが、この売上の中からそういった8万円を組織の中から拠出されるということは可能だと考えておられるのかどうか、そのあたりは副町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

確かに、経費というところは大変厳しいところがございます。

今、和東茶カフェが一応例になるんですけども、昨年度の緊急事態のこともあって、人数は少ないんですけども、昨年で1万6,000人、カフェに来られています。その前の元年が2万3,000人ということで、やはりコロナの影響で30%ほど落ちてるということになっているんですけども、このベースを基に計算しますと、約1万6,000人を12で割りますと月1,300人が単純に計算したら来られるということで、その中の何が問題かと言いますと、客単価1人当たりいくらお金を落とすだけでいいか。これが多ければ多いほど人数が少なくても経営できますし、大体

カフェはお茶が1つ1,000円を超えているんですね。だから、結構、客単価は高いんです。ただ、今回の直売所につきましては、農産物とか、そういったものがいくらの値段がつけられるか分かりませんが、それほど客単価は高いことはないと思定しています。

そういったことで、1人当たり大体800円ぐらい落としていただいたら、月70万円から80万円ぐらい入ってくるんじゃないかと。その手数料としてもらうわけですから、単純に計算しましたら2割16万円、そういったことで、月8万円の使用料が必ず払われます。あとはいろんな経費がかかってくるので、何を抑えるか、人件費、これは協議会でも議論されているんですけども、やはり初めのうちは大変厳しいということも含めまして、それと交流を深めていこうということ考えておられるので、会員登録の中で順番に店に出ようかと、それで住民と一緒に交流する中でいろんなお話もできるし、そういったこともできると。いろんなご意見を聞いて、また、今後の運転に生かしていけるだろうということで、今、考えておられるのは、一応、会員が順番にお店に出てそういった切り回しをしていこうじゃないかということを考えております。そういったことで、人件費は一定抑えられていくんじゃないかなというようには考えております。

今後、仮に7月の末からですけども、正式には8月からフルオープンされるんですけども、8か月ぐらい見た中で、今後また引き続いて来年も協議会としてやっついていけるのだったら、そこら辺の反省点も含めて、一番大事な経費のところを今後考えていけるとおもいます。

そういったことで、今後、細かい内容につきましては協議会のほうで協議されると思うんですけども、まず言われているのは使用料、そこら辺をどう捻出していくかというのは今でももちろん議論になっていますし、それをやっぱり達成していきたいということは言っておられます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。そうだと思うんですね。出展者にすれば、いろいろ出展商品があるわけですから、年間通して売れるもの、先ほど申しました野菜なんかは季節物ですから、やはり年間を通してみるとむらがある。そんな手数料なんか払えないという農家も出てくるかも分からない。そういったところをどうカバーしていくのか。これは協議会の中で決定されることだと思うんですが、万が一、そういった手数料が拠出できない、それほど売上が上がっていないというところの体制も、活性化センターなのか町なのか分かりませんが、どこかでそういったフォロー体制を検討していく必要があると思うんですね。

今、ここについては短時間で答弁いただきたいんですが、そういう体制が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

一応、町のほうから事務局長として管理に入りますので、その指導に基づいて定期的に反省会と言いますか、問題点を洗い出しながら運営を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

もう1点、これは要望と言いますか、意見なんですが、先ほど申しましたように、露地野菜が中心となってくるとむらが出るということですね。町内をずっと見ていると休耕地というのが結構あるんですね。そこの有効活用ということで、例えば、ハ

ウスを建てて、季節物でもないものをそのハウスの中で作っていただいて、そこから出品してもらおうということも考えられるのかなと思うんです。これはすぐにできないと思いますが、今後の検討課題としてそういったことも考えていくことによって、年間通して農産物が交流ステーションに出品されるということになるのか、そういう体制をつくれるのかなというふうに思いますので、これについては意見と言いますか、そういう形でお願いします。

最後ですが、もう1点だけ、和束茶カフェのほうの出展者の団体があるかと思うんですが、そことお互いの調整をですね、今のところ聞いてますと内容が違いますが、今後もその調整は必要かなと思うんですね。やはりこの代表者同士になるのか、一定、役員同士だけになるのか分かりませんが、そういう調整も今後必要かと思うので、その体制も今後検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、総合保健福祉施設の関係ですが、先ほど道路につきましては計画しているということでした。この計画書の中で見ますと、大型車というのは今の道路では入れないんですね。府道はハザードマップでいくと水没する。浸水可能性もあるという場所になるわけですね。そういったことを考えると、府道からの進入路だけでなく、南部幹線になるんですか、釜塚のほうからも大型車両が入ってこれるような今後検討も必要なのかなというふうに思うんですが、そのあたりの今後の検討についてこれから考えていくことなんですが、そのあたりはいかがかなと、建設事業課長の考え方として。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、時間がありませんから、簡潔明瞭に。

○建設事業課長（馬場正実君）

高山議員の今の件についてですが、グリーンロード21という計画がありまして、これにつきましては南部幹線・北部幹線の計画が挙がっております。この計画に基づきながら、今、特に国土強靱化等の話もございますので、補助事業とかもうまく活用

しながら、できる限り、南部幹線・北部幹線の計画をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

そこは今後計画を進められるわけですから、その中でよろしくお願ひします。

最後にですね、この検討委員会の提言書の中に、まちづくりの中長期的な展望を踏まえて、訪問者とも交流ができる場所を選定されるよう努められたいということが書かれているんですね。やはりこの施設は町内外の交流できる場ということもここに検討とされているのかなというように思うわけですが、今後の計画を進められる中で、今後のまちづくりを合わせた形でそこも検討していただきたいというふうに思います。ぜひ、そういうことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時14分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の高山議員の一般質問に対しまして、福祉課長より答弁の申出がございましたので、許可いたします。

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

午前中、高山議員の一般質問の答弁の中で一部誤りがございましたので、ここで訂正させていただきます。

答弁の中で1,000人以上の規模の職種での大規模接種の関係なんですが、市町村のほうに相談・協議というような答弁をさせていただきましたけども、実際には国に申請いただきまして、国・都道府県での協議で進めていただくということですので、ここにおわびして訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

それでは、午前中に引き続きまして、一般質問を続けます。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。

ただいまから一般質問を行います。

第1に、茶の凍霜害への対策について伺います。

「被害としては、かつてないくらい和東は甚大な被害であると思います。景色を見れば分かるように、1日で世界が変わってしまいました。一昨年の霜被害、去年のコロナ、今年も霜被害、3年連続の赤字ではどうにもできない」、ある農家から寄せられた声であります。

4月10日早朝の厳しい冷え込みにより発生した凍霜害は、新茶シーズンを目前に控えた農家に「これまでにない」と嘆かせるほどの大打撃となりました。しかも、一昨年の晩霜被害、去年のコロナによる価格暴落に続く3年連続の大きな被害となり、産地の土台を揺るがす事態と言えると思います。

そこで、1点目に伺いますが、町として被害の実態をどう把握されているでしょうか。被害対策や今後の方向を考える上でも被害実態のリアルな把握は欠かせません。答弁願います。

今回の被害については、農家からも、府などの行政機関からも、「これまでにない被害。今後の対策や生産の在り方も含め見直しが必要ではないか」との声が上がって

います。

そこで、2点目に、お茶の町を内外に発信する町として、「これまでにない事態」との認識を農家や関係機関と共有され、凍霜害対策や今後の生産の在り方も含め、研究・検討を行っていくべきではないかと思いますが、答弁を願います。

3点目に、当面どのように対策を進めるかについて3つ伺います。

1つは、町としての支援策を今どう検討され、実施されようとしているのか答弁を求めます。

2つには、一番茶までに投入した肥料や農薬などの経費への補填や補助、また次期作に向けての経費補助などがどうしても必要と思われれます。この点について答弁を願います。

そして、3つには、被覆棚や防霜ファンなどの防霜対策の設置経費への町独自の上乗せ補助の検討や実施を求めたいと思います。

次に第2に、新型コロナウイルス感染の封じ込めへの対策強化について伺います。

イギリス型変異株の感染を主とした「第4波」では、関西圏を中心とした大きな波となり、特に大阪では医療崩壊が起こる中、多くの重症者、死亡者が出るなど極めて深刻な事態となり、「第3波」まで感染者ゼロだった本町でも初めて感染者が確認されました。5月から本町でも高齢者のワクチン接種が始まり、国や府による大規模接種も開始されるなどの動きが加速しておりますが、全体的なワクチン接種はまだこれからであること、また、インド型のデルタ株による新たな感染拡大が見られるなど、全く油断できない状況です。

そこでまず伺いたいのは、検査の積極的な実施についてであります。

感染拡大を防ぐ上でも、ワクチン接種を順調に進める上でも検査は引き続き感染症対策の要であり、今こそ幅広い検査をすべきです。

1点目に、町が予定している個人検査への補助ですが、できるだけ検査を受けやすくするためにもさらに補助率を上げていただき、自己負担を極力減らしていただきたい

いと考えます。2点目に、医療機関、保育園、児童クラブ、介護従事者、観光関係者、学校関係等での定期的検査の実施を今こそ行うべきと考えます。

次に、変異株の感染拡大に備え、医療診療体制を万全にという点です。

「第4波」では「第3波」以上に医療が逼迫し、崩壊した大阪だけではなく、この京都府内でも入院が必要であっても自宅や施設療養を強いられ、また亡くなるケースも出ました。これは異常事態であり、大きな不安となっています。同じ事態を繰り返さないための体制整備、強化が必要です。

そこで、3点伺います。

1点目は、原則入院、最低でも施設療養を保障できるように、国・府に改善要請をしていただきたいと思えます。

2点目は、町として自宅療養者が出た場合、独自にサポートする仕組みづくりが必要と考えます。

3点目は、訪問診療体制の整備等が国や府からも言われておりますけれども、その見通しについて答弁願います。

この問題の最後に、感染拡大を封じ込めるために政府に強く要請いただきたいことがあります。それは、この間、政府・与党が強行した病床削減や75歳以上の医療費負担を2倍化する法律成立に、そして国民多数の反対や専門家の警鐘を無視し、今、強行しようとしている東京五輪大会の開催に抗議し、中止を要請していただくことです。これらはコロナ感染の教訓を無視し、本町住民も含め、さらなる命の危険と犠牲を国民に強いる誤りであり、住民の命と健康、生活を守る立場から、明確な姿勢を町長としてしっかり示すべきではないかと思えます。明確な答弁を求めます。

最後に第3に、水道料金値上げ中止をについてであります。

1点目に、この間、水道委員会において料金改定案が示されましたが、今後の対応予定はどう考えているか、また、住民への情報開示・説明・意見聴取等の予定はどうか答弁願います。

2点目に、コロナ禍の下、生活や営業の困難が高まる中、なぜ、今、値上げできるのか、到底許されません。値上げ中止へ再検討を求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、私から、大きな1の茶の凍霜害への対策についての3つ目から申し上げさせていただきます。

被害への当面の支援を含め、茶業振興の強化をの中の①でございます。町としての支援策をどう検討・実施するかについてであります。

町からの支援策として、茶生産農家の皆様を支援するため、凍霜害茶園の樹勢回復に当たる生に要する費用を助成することとし、今回の補正予算に計上させていただいております。

次に、②でございますが、医療や農薬等の経費への補填・補助の実施についてでございます。

約300ヘクタール分の被害面積に対しまして10アール当たり4,000円を肥料代の助成として行わせていただくものであります。肥料につきましては、茶栽培形態を問わず、茶園の樹勢回復には必要となるものであります。農作物等災害対策事業といたしまして、茶生産者で組織を構成されている和東町茶業部会様を事業実施主体として進めていきたいと考えております。

次に、③でございますが、被覆棚や防霜ファン設置経費への町独自の上乗せ補助について答弁させていただきます。

現在、茶園施設の整備費助成制度として茶業振興対策事業により、被覆棚整備に関

しましては茶園環境改善事業が、防霜施設整備につきましては共同製茶等省力化推進事業がございます。補助率は両事業ともに京都府が40%、そこへ和束町が4%上乗せとなっております。本町における両事業実績といたしましては、近年5年におきましては、防霜施設整備1件となっております。事業における町独自の上乗せについてありますが、現在のところは検討はしていないと、こういう状況であります。

なお、被覆棚・防霜施設の整備に関しましては、京都府より京都やましろ農業協同組合に直接補助が行われているリース事業があり、制度内容等比較の上、そちらの事業を活用されている実態がございます。和束町の基幹産業である茶の生産振興を図るため、関係機関との連携をさらに強化いたしまして、対策を実施していきたいと考えております。

次に、大きな2でございます。新型コロナウイルス感染封じ込めへ対策強化をについてであります。国や京都府では、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言など、人の流れを抑制し、感染拡大を防ぐ対策が取られているところであります。和束町といたしましても、三密を避けることはもとより、マスクの着用、手指の消毒や手洗いの慣行など、住民の皆様方に啓発しているところであります。

また、6月1日からは住民の1人1人にマスクを配布するなど、感染拡大防止の対策を行っているところであります。

次に、(1)でございます。封じ込めの要として積極的に検査実施をとということでございますが、個人の検査補助に関しましては、現在、内容を精査・検討中でありまますので、ご理解をお願いいたします。

また、②の医療機関、保育園、児童クラブ、介護従事者、観光関係者、学校関係者等での定期的検査の実施につきましては、行政検査など国基準での取扱いもあり、検査方法や手法などを考察しているところであります。

(2) 変異株感染に備え、医療診療体制を万全にの①原則入院、最低でも施設療養を保障できるよう国・府に要請をとということでございますが、これにつきましては、

病床逼迫の中ですが、病床数の増床について要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、（３）でございます。病床削減、75歳以上医療費2倍化、東京五輪開催の中止を政府に要請をについてであります。これについては、特に強調していただいた項目であろうかなと思っております。

病床の削減でございますが、よく言われておりますように、日本は先進国でも病床数は非常に多い国であります。なぜ、こういうときに逼迫するのか。これは遡りますと、1961年に国民皆保険になったときに、国は、全て公立で病院施設ということだったんですが、当時、医業関係民業圧迫の中で民営の数が非常に多くあったということで、公立の病院が少ないと、そういうことで、病床数はあっても公立が少ないというところの現れが出てきたんじゃないかなと。

昔からよく言われておりますように、戦後であります。結核が感染したとき和東町も感染予防病棟を持っており、この間まで設置条例があったと思います。そういう状況で、そういう過去があります。そういう原点をきっちり見ながら、やっぱり病床数がきちっと使えるように、そういう状況があった中で考えていくというのが重要であろうかと思っております。これは日本のこれからの大きな課題であるということが浮き彫りになったのではなかろうかと。やはり公立病院での病床数、この辺をどうしていくかというのが大事であろうと思っております。

それと、75歳以上の医療費の2倍化というところ。2倍化というより1割が2割になる。これをもう少し詳しく申し上げますと、所得層によりまして1割のまま続けていく。あるところは2倍ですが、しかし、所得が増えていく人には2倍どころか3倍頂きますと、こういうことになっております。

この実態はどこにあるのか。これは医療体制を維持していこうという中で議論されてきているわけでもあります。高齢化になってくるときに、コロナ禍はなかなか大変だと。しかし、医療を上げていく中では条件が一つあります。その条件を私どもが申

し上げてきましたのは、高齢化していく中で、あっちこっち病気で診てもらっても非常に圧迫するだけのことでありますので、そういう正しい医療というのか、健康に生きられる、そういった面も大事であろうと。そういう意味で、これからのこういった事態の中には保健師さんも大きな役割となってきました。

そういうことにおきますと、この制度がどこに所管するかとなってきましたと、そういうことも考慮したことで今後考えていかないとほかの市町村から立ち遅れるだろうと、このように思っているところであります。当然、和束町だけじゃなしに東部3町村が共通した課題として持っております。そういう課題もありますので、これは大きく医療全体の問題でもありますから、非常に重要な大事な問題であろうというふうにも捉えております。

それから、東京五輪開催の中止をとということであります。

先ほどG7が開かれております。その多くの中では、成功してコロナに打ち勝った、そういう大会にやっぴいこうやないかと、こういうことが新聞等報道でされておりました。

また、今日は、その中で政府は、医療専門家の意見を聞いて、そして考えていくと、こういうことで、医療専門家のご意見をいただきながら、今日16日、国のほうでも何らかそのことについて基準が明らかにされるだろうと思っております。

これについては、IOCのほうからも多くの方が見えておりました、その責任者も1人、2人とか増えてきております。今3日間ほどホテルで滞在して、これから活動に入られると、こういう時期に来ております。

そういう中で考えていきますと、これも今、プレイブックとか、そういうものが出来上がって明らかにされると思っております。選手の方、それを応援する方、ボランティアの方、それぞれの基準が出てくるだろうと、そういうことを絡めて完璧にしながらやっぴいこうという姿勢が伺えます。そういう中で今やられておるという段階であります。この段階で一人の首長が中止をとという問題ではなかろうかなと。そう軽率な問題

ではないと。

ただ、申し上げられることは、命が大事。当然、健康に留意されてやっていくというのは当たり前のことでありますから、開催される以上はそういう対策は講じられるだろうと。

今日16日の発表される内容、それにつきましても関心があります。そして、これからのプレイブック等に見られますように、それぞれの基準がどんな基準であるのか、こういったものも関心を持って見ているところであります。そういう意味で、ぜひとも、この段階にあれば、五輪そのものを住民が皆、本当に乗り越えて、コロナに打ち勝った世紀になる、やる以上はそうやっていかなきゃならない。そのためにも国民の命、そういった犠牲、いわゆる感染を拡大していくことはあってはならないことでもありますので、これは前提として当然このことにつけて努力していく。これは大会の実行委員会等の大きな責務であろうと、このように思っております。そういう意味で、この点についてご理解いただきたいと思えます。

今、この点については町長としての考えと言われましたので、少しここは努めさせていただきました。

次に、3. 水道料金値上げ中止を、(2) 生活や営業の困難が高まる中、値上げは許されない。値上げ中止への再検討をについて答弁させていただきます。

水道料金の改定につきましては、和東町が平成28年度に策定いたしました和東町簡易水道事業経営戦略に基づき、水道委員会で議論をしていただいていた経過があり、これに合わせるように水道法の改正が行われました。

法第1条、この法律の目的に示すとおり、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することにより、清浄にて豊富・低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするとあります。

この目的を達成するに当たり、利用者から水道使用料として応分のご負担をいただ

いております。今回のこの時期に料金改定を行うことを具体化させていただいた要因は、近年、急激に進む人口減少による過疎化に伴う有収水量の激減が起因する水道料金収入の激減が主な原因であることは言うまでもありません。水道事業は日々の生活に直結する案件であり、委員会におかれましても慎重審議を繰り返して行っている、事務局より報告を受けております。水道委員会では、協議を踏まえ、今期定例会に向けての常任委員会において改定をお示しし、今後は水道委員会からの答申を受け、次期定例会の議案提案をさせていただきたく準備を進めたいと考えています。

岡本議員のご指摘のとおり、生活や営業の困難が高まる中、苦渋の決断であるの言うまでもなく、議会提案後は今回の改定に至った経緯などについて広報などを活用し、住民周知にご理解を求め、一定周知期間置き、料金改定を行うこととしております。

議員各位におかれましては、ご理解いただきますようお願い申し上げます、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、その他のご質問については、それぞれの担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

失礼いたします。

岡本議員からの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、1. 茶の凍霜害への対策について、（1）被害実態をどう把握しているかについてでございます。

本年3月の気温は平年と比べ高く推移し、萌芽宣言は平年より3日早い4月2日で

ありました。茶の生育が順調に進んでいたところに4月10日深夜から早朝にかけ気温がマイナスに至る低温となったことにより発生した凍霜害につきましては広範囲にわたり、収穫時期を目前にされた茶園への深刻な被害となり、茶農家の皆様が落胆されたお気持ちは計り知れないものがあつたと思っております。

被害実態の把握といたしましては、4月12日より町内茶園を巡回の上、茶栽培巡回の上、状況把握に努めました。京都府と関係機関と協議を行い、和束町の茶栽培全体面積の7割に相当する約300ヘクタールに被害が及んだと把握しております。特に早場所、早生品種への被害は甚大でありました。一番茶への推定被害金額といたしましては約3億4,600万円と見込んでおります。

次に、(2) これまでにない事態の認識で町として農家や関係機関等と協力し、凍霜害対策や生産の在り方などの研究・検討につきまして答弁をいたします。

4月10日の凍霜害につきましては、茶農家の皆様の声を踏まえ、また凍霜害直後の茶園の状況により、かつてないほどの甚大な被害があり、収穫に向け丹精を込めて栽培管理をされてきた茶園の状況が一晩にして一変してしまい、これまでにない事態と認識をいたしております。

このたびの被害は深夜から気温がマイナスとなったことにより、順調に生育していた茶の芽が凍ってしまうという状態となりました。気温が著しく低温となり、被害対策として行われていた防霜ファンや被覆の効果がなかったということも、すさまじい冷え込みであったことを表しております。茶農家の皆様におかれましては、一番茶の摘採・製造におきまして試行錯誤、本当に大変なご苦勞をされたことと存じます。被害対策といたしましては、防霜ファンの整備、棚式被覆、トンネル式被覆の整備によります強化等がございますが、茶農家の皆様のお聞きし、関係機関との連携を密に、被害防止に向けた検討・対策に努めてまいりたいと思っております。近年の異常気象、自然を相手にとという難しいところはございますが、真摯に取り組むべきことであると考えております。

最後に、本町の今年度の一番茶の状況を申し上げさせていただきます。

荒茶入札販売会の結果を基に、6月14日時点のものとなります。

一番茶につきまして茶種別に出荷量・平均単価、平成30年度との比較を申し上げます。

煎茶につきましては、出荷量約79トン、平均単価3,189円、平成30年度との比較におきましては、出荷量につきまして87.34%、12.66%の減です。平均単価につきましては79.42%、20.58%の減であります。

かぶせ茶につきましては、出荷量約22トン、平均単価3,176円、30年度との比較におきましては、出荷量につきましては88.03%、11.97%の減、平均単価につきましては92.97%、7.03%の減。

玉露につきましては、出荷量約4トン、平均単価4,624円、30年度との比較におきましては、出荷量につきましては90.56%、9.44%の減、平均単価につきましては94.14%、5.86%の減。

てん茶につきましては、出荷量約149トン、平均単価3,801円、30年度との比較におきましては、出荷量につきましては61.03%、38.97%の減、平均単価につきましては103.39%、3.39%の増、てん茶につきましては終盤もう少しの出荷はあるかと存じますが、6月14日時点での取りまとめとさせていただきます。

以上のような状況であり、大変厳しい状況となっております。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、これより岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、大きい2番の新型コロナウイルス感染封じ込めへの対策強化をの（2）変異

株感染に備え、医療診療体制を万全にの②町として自宅療養者をサポートする仕組みづくりをについてでございますが、これにつきましては、総務課と福祉課で協議させていただきまして、必要に応じて生活支援や家屋等の消毒など、サポート体制を準備させていただいております。

しかしながら、現在、感染者情報は京都府が個人情報保護のため市町村への個人の報告を控えておりますので、万が一、感染が異常拡大し、京都府や保健所だけでサポートできなくなったときのために準備はさせていただいております。

次に、③訪問診療体制の整備の見通しについてですが、現在、町内3医療機関とも訪問診療を行っていただいております。各医療機関の現在の患者数は分かりかねますが、各医療機関とも来院できない患者につきまして一定の対応を行っていただいておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、私から岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、岡本議員から一般質問、水道料金の値上げを、（1）改正案が示されたが、今後の対応予定は。住民への情報開示、説明、意見聴取等の予定はということで質問をいただいております。今回改定に当たりましての経緯も含めて答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

水道料金の改定については、先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、次期定例会に向け、水道委員会において協議をいただいております。

今期定例会の前に常任委員会で現在協議いただいている改定案を委員各位にお示しさせていただきました。本町の水道事業における料金収入については、ここ数年7,500万円前後を推移しており、経営が厳しい状況にあります。料金収入を分析しま

すと約7割弱の世帯が使用料20立米未満であり、料金収入の内訳の約4割にしか満たないという状況であること、また人口動態で見ますと60歳以上の方の人口が約55%を占める状況下であり、今後も水道使用料金収入の減少が予測されます。

重ねて、近年、水利用機器、関連機器の節水機能の向上により、使用水量自体の減少も顕著に現れてきています。このような状況下において、今後近い将来を見据えた水道料金の在り方について水道委員会では、平成27年頃から水道料金の抜本的な見直しを視野に入れた協議を行ってこられました。今般、案をまとめられたものを産業常任委員会に提示されたものです。

今回提示された案は、本町における料金収入の実態に合わせた考え方で、基本料金の改定案、超過料金の改定案となっております。今回の改定の要点を申しますと、一部の利用体に大きな負担がかからないこと、また適正な利用実態を促すことが根底となっています。これは先ほど町長のほうからも答弁がありましたけども、水道法の目的である清浄にして豊富・低廉な水の供給を図ることを念頭に、可能な限り安価な使用料金であること、公衆衛生の向上と生活環境の改善という観点から、必要最小限、特に生活に必要な水などは水道水をご使用いただくことを契約する、これは先人のたゆまない努力と完璧なまでの維持管理により、町内随所で独自水道を運営されておられるのが実情で、独自運営の水道がとても豊富な水量を確保されており、先に申しましたとおり、水道使用料としての数値に反映されていないのではないかと、公衆衛生の向上と生活環境の改善という観点からも、もう少し水道水の利用啓発が必要ではなどといった意見が委員のほうから出ています。

いただきましたご意見を考慮しつつ、今後は水道委員会に諮問・答申を受け、議案提案、令和4年4月を改定目標とし、住民広報等を行い、実施しながら、限られた財源の中で効率よく水道事業の運営が進められるよう、担当課としましても今後も惜しまぬ努力を重ねてまいりますので、ご理解・賛同をお願い申し上げ、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

初めに言っておきますけども、今の建設事業課長と先ほどの農村振興課長も、聞いてないことに時間をかけて答弁をされています。今の建設事業課長は何も答えてません。そういう時間をもったいないですから、ちゃんと聞かれたことに答えていただきたいというように思います。

それで時間もあれですので、1点、町長に、先ほど東京オリンピックについて話がありましたけども、大変無責任な答弁だと思います。先ほど感染拡大があってはならないと言われましたよね。専門家は、開けばあると言っているんですよ。組織委員会も、開いたら開かないよりは増えると言っているんですよ。菅首相は、それでもなぜ開くのかということに対して何も答えてないんです。そういう下で強行しようとしているということは、和束の住民の命や健康に危険が及ぶということです。なぜ、そんなに落ち着いていられるんですか。本当に無責任な、町長として答えられると言いましたけど、そんなことでは町長の資格に関わりますよ。そういう感染が広がるということは、それだけ命や健康が脅かされるということを言っているわけですから、そういった意見ぐらひはちゃんと行っていただきたいと思いますので、そこは要望だけしておきたいと思います。

それで、お茶の関係ですけども、先ほど実態のことについて答弁いただきました。いろいろとつかんでいただいていると思うんですけども、要望としましては、いろんな被害額であるとか、被害面積であるということもすごく大事なことですし、そこは大事なんですけども、今回の被害で本当に生産者としての意欲であるとか、また、やりがいに関わるぐらひのダメージというものもありますし、また、一口で被害と言っても、強弱もあったわけですから、何が違うのかということも含めて、そして、どうということをしていけばいいのかという要望も含めて、今後、もう一度詳細な実態把握

のほうをしていただきたいというように思いますので、そこは強く要望しておきたい
と思います。

1点、いわゆる具体的なことですが、今度予算をしていただいているやつは、
基本的に被害があった後のことだと思うんですね。これも大事です。しかし、やはり
多くの方が聞かれるのは、一番茶までに投入した肥料とか農薬というのは、結局、被
害に遭ったことで取り返せないわけですよ。自然災害という状況の中で今まで投入
したものが全てパーになるということに対するダメージが大変大きいわけですから、
そこをフォローしていく仕組みをつくっていただきたいなと思うんです。

収入保険などというのは、これも一つ大事な制度ですが、いろいろ調べてみま
すと、基本的には、収入に対する補填なんですね。生産費とか所得に対する補填では
ないんです。しかも全員が入れるわけではない。また、5年間の平均で取るものです
から、いわゆる収入が減れば受取額もどんどん減っていくわけです。万能ではないん
ですね。やはりそういったことも含めて、生産費に直接支援をするということを検討
いただきたいと思いますけども、町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

それも一つだということですが、これはやっぱり行政として考えていかなきゃなら
ない点、そして、農家としても考えなきゃならない。収入とか所得の関係ですので、
そういうことであろうと思います。

自然的な条件、また、いろんな関係で大きく、去年のように感染、今年も影響して
おりますが、そういう状況を見定めながら、町として、行政として何ができるか、そ
ういうようなものを検討しておるところです。

去年はコロナなことでありました。こういうようなところで思い切った対策もあり

ます。今回はそれで自然が加わったと思うんですが、しかし、昨年と比べますと状況は少し改善とは言いませんが、数字上は売上単価にしても、量にしても増えてきていると、こういうことであります。

そういうことで絡めて、この段階で行政として何ができるか。先ほど課長もありませんように、今、検討し、そして、出来上がる内容については、それぞれはっきりしてきた時点で、補正とか、そういったところでお願いしてきております。

そういう意味で、いまこれが完璧だと思っておりますが、先ほど答弁させていただいておりますように、何がいいか、今、検討を重ねておると。行政として何ができるか、この点を今、検討しておる、こういうことでございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

昨年は価格自身が大変低かったわけですから、そこと比べて上がったとか言っても比べ物にならないと。先ほど言ったように、一昨年と比べたら減ってるわけですから、やはり生産費自身にもっと直接的な支援をしていかないと農家自身もたないというのがこの3年連続の事態だと思うんですね。ですので、もちろん町だけでそれを全部賄うことはできないと思いますけども、京都府としても、いわゆるお茶の京都とか言われてるわけですから、そういうことを実際に生かしていただくということで、そこへの支援に踏み込んでいただくということを強く要望いただきたいと思います。

もう一つ、いわゆる被覆棚とかの関係なんですけども、これは一昨年の霜被害以降、一定取り入れる農家も増えてきているとは思いますが、ただ、やはり経費の問題もありまして、なかなか思うようには進んでいないという状況も聞いております。

いわゆる京都府の補助というのは、鉄パイプ等の組立て経費ですね、そういったものの4割を補助するというものになっております。もちろん京都府の補助率自身ももっと上げていただくということも必要だと思うんですけども、町としてもこの被覆棚

についても、例えば、せめて1割分ぐらいは上乘せして補助する。最低限、半分は行政でもつぐらいはできるんじゃないかと思うんです。大体これは100万円ぐらいを上限に40万円補助するということを想定されているというふうに聞いております。例えば、そこで10万円プラスするということであれば、町の財政からしても十分できるんじゃないかというふうに思うんです、最低限ですよ。その辺も含めて十分いけると思うんですけども、その辺、担当課としてどうですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

被覆棚の資材経費につきましてはかなり高額であり、10アール当たり約150万円の経費がかかるということをお聞きしております。また、ファンにつきましても10アール当たり約70万円が必要ということで、かなり高額な投資となり、なかなか一度の整備に踏み切れないという農家の方々もたくさんおられると存じ上げます。

そのような中、町としても補助率の支援や、また先ほどもございましたが、収入保険もそうでありますし、いろいろな施策を講じて支援していかなければならないと担当課としては思っているところであります。また、制度の内容等を使いやすいものとするために、そのあたりの制度設計を考えていかなければならないと思っているところであります。

今のお話の棚とファンの被害対策設備につきましては、どうしても一度に多額の費用を生じますので、そのあたりの補助につきましても大切なところではあると思っはいるところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そうだと思います。そういう点で、これは全部に対する経費の補助じゃないんですよ。機械刈りの分でいうと、いわゆる骨組み部分だけ補助すると。手摘みの場合は全体らしいですけども、そういう点でもまだまだ改善の余地はあるんですけども、やはりそこにも踏み込んで、町としても、それで全てオーケーとは言わないとは思いますが、町としても姿勢を見せて、少しでも手がつけられるような環境を拡大していただきたい。これだけの被害が出ているわけですから、ぜひ、そこはお願いしたいということで要望しておきたいと思います。

防霜ファンについても、平成元年の被害以降にほぼ普及したわけですけども、今の京都府等の補助基準で言いますと、かなり普及しちゃったもんで、要は、基準に合うような面積を確保できないとかいうことでなかなか対象にならないとか、あと、それから本来は七、八年が耐用年数らしいですけども、実際は壊れるまで使うみたいな状況の中で、更新がなかなかできないという、そういった声も聞いておりますので、これも町だけでは難しいかもしれませんが、今後の制度改善にぜひ連携して取り組んでいただきたいと、かつてない被害にふさわしい支援のほうをぜひお願いしたいというふうに重ねて要望だけしておきたいと思います。

次、新型コロナの関係ですけども、1点確認なんですけど、先ほどいわゆる医療機関・保育園等の定期的な検査について考察中という話がありましたけど、これは一定やる方向はあるのかどうか、その辺、課長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

先ほど町長からの答弁がありました、岡本議員からの質問にありました医療機関・保育園・児童クラブ・介護従事者等々全ての者というものではございませんけども、

一番初めに考えておりましたのが、保育園のほうはもう既に検討しているところがございます。町の住民につきましては、住民接種のほうは通常行われるということもありますので、ワクチン接種のほうを中心に考えていっているところではございますが、当然ながら、この質問にありました全てのところ全部というわけにはいきませんが、ある程度のことは考えていくべきところかなというところで、今、考察しているところがございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこは前進だとは思いますが、ただ、やはり今、挙げたようなところは人との接触は避けられないところばかりですので、ぜひ、もう少し広げるように検討はいただきたいというふうに思います。

それと、やはり検査をもっとワクチン並に気軽にできるようにせないかんと思うんです。特に制度の問題はありますけども、国も言ってますように、いわゆる抗原検査をもっとできると言ってるわけですね。国もやるって言っているわけです。例えば、診療所とかにもそういう抗原検査のキットを置いて、希望があればすぐできるというぐらいのことじゃないと、検査というのはなかなか遠いというのが現状ですから、診療所とも相談もいただいて、もっと気軽に検査ができる。本当にこれはというものはPCRに回すとかいう流れはつくっていく上でも、抗原検査ぐらいはもう少し広くできるように、そこはぜひお願いしたいというふうに思います。

あと1点ですね、自宅療養者のサポートについては、私保健所にも聞いたんです。保健所のほうが言っておられたのは、そういう体制があるほうがありがたいという話だったんです。だけど、個人情報の問題がありますよねと。あるんだけど、本人の同意を得てそういったことができるというルールをつくってやるのであればできますというふうに言われてましたんで、みんながみんなじゃないですけども、本人の同意と

かも含めたルールづくりをすれば、既にやっているとところもありますということですので、そこはぜひ保健所とも相談いただきたいと。取りあえず答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

福祉課のほうから保健所のほうに聞かせていただいたところでは、全部京都府のほうで、保健所のほうでサポートするのだというようなお話をいただいて、先ほどの答弁のような形になりました。

今、岡本議員からありましたように、保健所はそういうようなお話をしているということでございましたら、私のほうからも再度確認させていただきまして、また町としてもサポートできる体制、より細かなサポートができるような体制のほうを構築していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

よろしく願いします。

最後に、水道料金の関係ですけれども、まず、町長にお聞きしますけれども、先ほども値上げをなぜしなければならないのかという理由に、人口の減少や給水人口の減少ですね、それによるいわゆる料金収入の減少ということが主な原因だと言われました。しかし、なぜそうなったのかと。自然に知らんけどなったというんじゃなくて、それは極めて行政の責任だということです。

いわゆるこの間の交流人口の増であるとか、そういうことにすごく力を尽くしてこられました。それが悪いとは言いませんけれども、しかし、その一方で、定住人口をどう維持し、また、どう増やしていくかということには、まともにやってこられません

でした。その結果として、今のこういう値上げをしなくちゃならない原因があると。極めて町長の責任、行政の責任としてそういうことが起こったので、今回無理をお願いするという認識されていますか、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

地域づくり、まちづくり、これは大きな広い意味では非常にどこの町村も一生懸命やっているところであります。

全国的に少子高齢化は大きな問題であります。また、もう一つには都市集中、こういった社会でもあるわけです。だから、自然現象もありながら、そういった社会現象もあると。これを止めなければならない。当然、その施策の中では、そういった社会的な現象を止めるというのはまちづくりだろうと私も思いますけども、これとて完璧なものではありません。それよりも通じておる水道法に基づいて、住民の安心・健康を守るという観点から、この辺のところは急ぐ必要がある。これを絡めながらこれからはやっていくべきだろうと思いますが、いずれにいたしましても、水道の存在意義というのは非常に大きな問題があります。水道法にもちゃんとは謳っておりますように、それをきっちり取っていく。

今、岡本議員が言われるように、町長がまちづくりに責任があるから、減ったのを勝手に上げるということとはできない。こままま続けないと町の責任で上がるような状況をつくったから上げることはおかしいと、こういうことですが、その理論は法的になかなか合致しないところがあります。

そういう意味では、今、言われた内容については今後参考にして、まちづくりはこれからもやっていかなきゃなりませんし、元気のある地域づくりにこれから努めてまいりたい。そして、定住につなげていくような地域づくりをこれから進めていく、これは一つの方向の中での考え方でありますので、その点、ご理解よろしくお願いた

します。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そうです、行政の責任だということを感じているかということを感じたんですね。その自覚もなしに、認識もなく、とにかく人口が減ったから、その分お金が足りなくなったから値上げをお願いしますというね、先ほどオリンピックの話で軽率という話をされましたね。軽率な話でないと思うんですね、全て住民のせいにしていくということですから、払うのは住民ですから。

それで、課長にお聞きしますが、先ほど全く答えていただけませんでしたけども、いわゆる住民への今後の説明はどうするのかということを感じたんです。全く関係ない話をされてましたね。

水道委員会の規則では、会議の公開も会議録を作る規定もないんですね。公的な委員会でも非公開、会議録なしなんていうのは、今、原則公開の時代に対して大変逆行したものだと思うんです。しかも、住民の方に負担をお願いする、そういう重要なことを議論する、そういう委員会の会議が一体どんな議論をしているのかも分からない。資料も、出せと言っても出さない。こんな密室のようなところで決められていくことは大変よろしくないと思うんですね。ですから、まずは値上げを決める前に、町の責任で直ちにこういった運営の状況を改善して、原則公開、議事録をちゃんと作る。それがまずすることじゃないですか、課長。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに、今の委員会の会議規則の中には会議録の作成は書かれておりません。ただ、

水道委員というのは、基本的に旧の各水源単位から住民の代表として来ていただいている方でございます。その方々が意見をまとめてもらうだけの時間は十二分にとって、意見を聴取してもらった上で委員会に来てもらっていると私は考えています。住民全員で総会を開いてするようなことは不可能という考え方の中から言いますと、委員の意見を重視させていただくというのは総論ではあると思います。

ただ、これを今後どうするかという件に対しましては、確かに今、言われましたように、私の答弁の中で、広報等を活用しながら住民に周知をすることはこれからしていかなければならない。それは担当課の努力であると判断しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そう言いながら、次期定例会に提案すると言っているんでしょう。次期というのは9月ですか。3か月しかないじゃないですか。こんな重大なことをその間にどうやって説明するんですか。今まで全く知らせずに急に出してきて、あと3か月でね、そんなことは大変乱暴だと思うんですよね。

時間もありません。今回の値上げ案というのは、先ほど若干ありましたけども、今、基本料金だけの世帯でもどれだけ節水しても月500円は必ず増えるわけです。表を見ていましたら、これまで基本料金だった10立米のところというのは2倍の3,000円になるわけです。要は、年にしたら1万8,000円もの負担増になるわけです。

先ほど井戸を使っておられるとか、いろいろ独自の水源を持ってる方がおられるみたいな話をされたけども、その4割の方というのはそういう方ばかりですか。違うでしょう。実際にこういう水量が少ない方というのは、高齢者であったり、一人暮らしであったり、低い年金の中で節約している方ですよ。そういう方を狙い撃ちして負

担を増やすと。大変悪質だというふうに言わざるを得ないと思うんですね。

やはり本当にこういうものを上げるために値上げせずにできる方法はないのかということを実際に真剣に検討したのかということなんですよ。値上げありきで、どう値上げ幅をしようかというぐらいのことを考えるだけで、値上げせずにどうすればできるのかということを実際に考えたのかということだと思っただけですよ。本当に基準内の繰入れができないのか。いろいろ言われるけども、本当に確かめてやったのか。やってないでしょう。

それから、借金の返済についても、個人であったら苦しくなったら分割をもっと増やすとかされてますよね。そういったことは本当にできないのか、そういうこともちゃんと検討したのかですよ。

町長に最後に聞きたいんですけど、表を見ていますと、今後の京都府の支出金ゼロですよ。町長は4月の選挙のときに西脇京都府政と連携して和東町のさらなる発展に努めますというふうにさんざん言われましたね。今こそパイプを生かすときじゃないんですか、町長。何のための太いパイプです。茶源郷を守るために力を貸してくださいと今、言うべきときじゃないですか。皮肉じゃなくて本当に言ってるんですよ。口だけじゃなくて、今こそ京都府に財政支援を求めて、この小さい町の水源を守らせてほしいと、値上げせずにやるようにしてほしいということを要望して終わります。

○議長（岡田泰正君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ただいまから14時40分まで休憩をいたします。

休憩（午後2時32分～午後2時40分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和東町

一般会計補正予算（第9号専決）」、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）」、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号専決）」、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）」、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）」、以上6件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第5号から承認第10号の提案理由を申し上げます。

承認第5号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第6号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）は、事業勘定において、保険給付費及び府支出金の決定等により、直営診療施設勘定においては、診療収入の決定等に伴い、

承認第7号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号専決）は、使用料、一般会計繰入金、地方債及び工事請負費の決定等に伴い、

承認第8号 令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）は、分担金並びに一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第9号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）は、保険事業勘定において、介護給付費等に係る国・府支出金の決定等により、介護サービス事業勘定において、居宅支援サービス計画費収入の決定等

により、

承認第10号 令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

は、後期高齢者医療広域連合納付金の決定等に伴い、

それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから承認第5号 令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）につきまして説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月16日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）

2. 専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をす

る必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）

令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,910万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月31日専決

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款町税、3億6,563万8,000円、△419万2,000円、3億6,144万6,000円。

2 款地方譲与税、3,322万5,000円、△33万1,000円、3,289万4,000円。

3 款利子割交付金、29万7,000円、4万1,000円、33万8,000円。

4 款配当割交付金、296万8,000円、△63万7,000円、233万1,0

00円。

5款株式等譲渡所得割交付金、170万円、88万1,000円、258万1,000円。

6款法人事業税交付金、70万7,000円、△10万6,000円、60万1,000円。

7款地方消費税交付金、7,498万9,000円、△125万3,000円、7,373万6,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、961万9,000円、208万3,000円、1,170万2,000円。

9款環境性能割交付金、160万5,000円、273万6,000円、434万1,000円。

10款地方特例交付金、285万5,000円、15万3,000円、300万8,000円。

11款地方交付税、17億316万5,000円、3,605万1,000円、17億3,921万6,000円。

12款交通安全対策特別交付金、20万円、△20万円、0円。

13款分担金及び負担金、7,313万6,000円、93万8,000円、7,407万4,000円。

14款使用料及び手数料、2,994万6,000円、△179万2,000円、2,815万4,000円。

15款国庫支出金、9億2,001万8,000円、△2,754万8,000円、8億9,247万円。

16款府支出金、1億7,039万1,000円、2,840万2,000円、1億9,879万3,000円。

18款寄付金、113万6,000円、23万9,000円、137万5,000円。

19 款繰入金、8,279万3,000円、△3,052万円、5,227万3,000円。

21 款諸収入、4,823万7,000円、△504万5,000円、4,319万2,000円。

22 款町債、4億5,570万円、△2,240万円、4億3,330万円。

歳入合計、40億4,160万円、△2,250万円、40億1,910万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款議会費、5,489万円、△100万9,000円、5,388万1,000円。

2 款総務費、11億8,864万3,000円、6,030万6,000円、12億4,894万9,000円。

3 款民生費、7億7,843万5,000円、1,850万2,000円、7億9,693万7,000円。

4 款衛生費、5億9,630万円、△3,120万6,000円、5億6,509万4,000円。

5 款農林業費、1億5,415万1,000円、△606万6,000円、1億4,808万5,000円。

9 款商工費、1億1,032万1,000円、△1,622万7,000円、9,409万4,000円。

7 款土木費、2億8,769万4,000円、△498万9,000円、2億8,270万5,000円。

8 款消防費、2億3,084万3,000円、△703万6,000円、2億2,380万7,000円。

9 款教育費、2億5,015万9,000円、△2,574万9,000円、2億2,

441万円。

10款災害復旧費、3,629万6,000円、△569万円、3,060万6,000円。

11款公債費、3億4,885万8,000円、△333万6,000円、3億4,552万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、第2表 繰越明許費補正。

1. 追加

款、項、事業名、金額の順に説明申し上げます。

8款消防費、1項消防費、消防用備品整備事業、335万2,000円。

同款、同項、マンホールトイレ備品用倉庫整備事業、19万4,000円。

続きまして、2. 変更でございます。

こちらにつきましては、款、項、補正前（事業名、金額）、補正後（事業名、金額）の順に説明申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、2,010万9,000円、補正後、2,000万9,000円でございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、石寺橋整備事業、6,600万円、補正後、6,543万9,000円でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、第3表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

体験交流センター耐震化事業（緊急防災・減災事業）、7,040万円、証書借入れ又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見

直し後の利率)、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

6,880万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、体験交流センター改修事業(一般単独事業)、1,530万円、1,420万円。

駐車場舗装事業(過疎対策)、840万円、810万円。

町道整備事業(過疎対策)、300万円、290万円。

舗装維持管理事業(過疎対策)、850万円、690万円。

祝橋整備事業(過疎対策)、4,570万円、4,290万円。

石寺橋整備事業(過疎対策)、2,770万円、2,640万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業(過疎対策)、410万円、370万円。

マンホールトイレ整備事業(緊急防災・減災事業)、2,090万円、1,800万円。

相楽東部広域連合小学校トイレ改修事業(過疎対策)、740万円、490万円。

災害復旧事業、1,690万円、910万円。

補正前の計2億2,830万円、補正後2億590万円。

以上でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和2年度和東町一般会計補正予算(第9号専決)、No.5により説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページまでにつきましては総括となっております。議案書と重複しますので省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

なお、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1 款町税、1 項町民税、2 目法人、補正額が△138万9,000円でございます。これにつきましては、1 節現年課税分として△135万4,000円、そのうち法人税割ということで△115万円でございます。

同款、2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額が△210万5,000円でございます。2 節滞納繰越分ということで、同額を計上させていただいております。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、補正額208万3,000円の増額でございます。1 節ゴルフ場利用税交付金であります。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、補正額が273万6,000円。主なものといたしまして、1 節環境性能割交付金270万円でございます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額が3,605万1,000円でございます。1 節地方交付税、特別交付税の増ということでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金、補正額203万8,000円の増額でございます。これにつきましては、1 節総務管理費負担金ということで、相楽東部広域連合職員人件費負担金143万円、京都地方税機構派遣職員人件費負担金60万8,000円の増額でございます。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額が△265万1,000円でございます。主なものにつきましては、1 節社会福祉費負担金で△134万3,000円、このうち障害者自立支援給付費負担金で△101万4,000円、また、次ページの低所得者保険料軽減負担金△33万7,000円、54 節児童手当国庫負担金△130万8,000円、児童手当の国庫負担金分でございます。

同款、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、△431万3,000円ござい

ます。主なものといたしまして、1節総務管理費補助金、△435万9,000円、このうち個人番号カード交付事務費補助金△116万8,000円、地方創生推進交付金（茶源郷わくわく農業体験事業）△112万9,000円、同じく、地方創生推進交付金（わくわく地方生活実現パッケージ）△100万円が主なものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、同項、5目教育費国庫補助金、△255万2,000円でございます。これにつきましては、3節教育総務費補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（タブレット購入）△76万5,000円、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（GIGAスクール構想）の部分で△310万1,000円となっております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

同款、同項、6目消防費国庫補助金、△732万2,000円。1節消防費国庫補助金、内訳といたしまして、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（感染拡大防止事業）△331万6,000円、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（空気清浄機整備事業）△333万8,000円、同じく、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（自動体温測定器）△66万8,000円となっております。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で補正額が△833万9,000円。1節商工費補助金ということで、主なものといたしまして、地方創生推進交付金（「お茶の駅」構想プロジェクト）△625万7,000円、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（緊急事態措置協力金）△163万円となっております。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金で補正額が186万1,000円の増額となっております。これにつきましては、1節社会福祉費負担金255万6,000円、このうち国保基盤安定負担金318万4,000円の増額が主なものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金で、補正額が1,473万2,000円の

増となっております。主なものといたしまして、1節総務管理費補助金1,123万1,000円、これにつきましては、きょうと連携交付金の歳入の増でございます。

また、51節戸籍住民登録費補助金350万1,000円でございますが、これにつきましても、きょうと連携交付金の増額ということでございます。

同款、同項、2目民生費府補助金で、補正額が△334万4,000円。主なものといたしまして、1節社会福祉費補助金△397万6,000円、このうち老人医療給付で△204万9,000円、重度心身障害老人健康管理事業費補助金で△92万7,000円、福祉医療給付障害者の事業で△65万1,000円が主なものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

同款、同項、4目農林業費府補助金、補正額が1,136万1,000円の増となっております。主なものにつきましては、1節農業費補助金で1,024万7,000円、このうち農業委員会等補助金で増額の117万5,000円、きょうと連携交付金834万2,000円の増となっているところでございます。

同款、同項、8目消防費府補助金、補正額が485万4,000円の増となっております。これは1節消防費補助金で、主なものといたしまして、きょうと連携交付金の増額でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額が△2,766万6,000円でございます。これにつきましては、1節財政調整基金繰入金、同額を減額させていただいております。

23ページ、24ページをお願いいたします。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、1目民生費貸付金元利収入、補正額が△370万2,000円ということで、これにつきましては、2節地域総合整備資金貸付金元利収入の減額でございます。

2 2 款町債、1 項町債、1 目総務債で、補正額が△ 2 7 0 万円でございます。これについては、1 節総務管理債ということで、緊急防災・減災事業債（体験交流センター耐震化事業）△ 1 6 0 万円、一般単独事業債（体験交流センター改修事業）△ 1 1 0 万円でございます。

同款、同項、6 目土木債、補正額が△ 6 2 0 万円でございます。1 節道路橋りょう債で、主なものといたしまして、過疎対策事業債（舗装維持管理事業）△ 1 6 0 万円、同じく過疎対策事業債（祝橋整備事業）△ 2 8 0 万円、同じく過疎対策事業債（石寺橋整備事業）△ 1 3 0 万円となっているところでございます。

2 5 ページ、2 6 ページをお願いいたします。

同款、同項、7 目消防債で、補正額が△ 2 9 0 万円でございます。1 節消防債で緊急防災・減災事業債（マンホールトイレ整備事業）△ 2 9 0 万円。

同款、同項、8 目教育債、補正額が△ 2 5 0 万円。1 節教育総務債で過疎対策事業債（小学校トイレ改修事業）でございます。

同款、同項、9 目災害復旧債、△ 7 8 0 万円でございます。これにつきましては、1 節農業施設災害復旧債△ 2 3 0 万円、内訳といたしまして、農業用施設災害復旧債△ 1 0 0 万円、農地災害復旧事業債、同じく△ 1 3 0 万円。また、2 節公共土木施設災害復旧債で5 5 0 万円の減額。これにつきましては、道路災害復旧事業債で△ 4 0 0 万円、河川災害復旧事業債で△ 1 5 0 万円となっております。

2 7 ページ、2 8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明を続けさせていただきます。

歳出につきましても、主なものの説明とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が△ 1, 7 8 1 万 6, 0 0 0 円。主なものといたしまして、職員人件費並びに 2 9 ページ、3 0 ページの 1 2 節委託料△ 2 6 0 万円、このうち定期清掃・宿日直業務委託料で△ 3 6 万 7, 0 0 0 円、

植木剪定委託料で△49万5,000円、電算システムサポート委託料△103万7,000円。また、17節備品購入費で△381万6,000円、公用車購入事業で△127万円、総合行政情報ネットワーク機器購入事業でございますが、△220万7,000円、また、18節負担金補助及び交付金で△238万2,000円、このうち京都府町村会情報センター負担金△117万5,000円、相楽東部広域連合負担金△115万3,000円が主なものでございます。

同款、同項、2目企画費で、補正額が△980万1,000円でございます。主なものといたしまして、12節委託料で△348万円。内訳といたしまして、地域おこし協力隊まちづくり事業委託料△232万7,000円。

また、18節負担金補助及び交付金で△552万3,000円。このうち和東町地域力推進協議会負担金で△156万5,000円、茶源郷まつり補助金△100万円、わくわく地方生活実現移住支援金△200万円となっております。

同款、同項、3目文書広報費、補正額が△204万6,000円でございます。主なものといたしまして、12節委託料で増額の2,067万1,000円、17節備品購入費で△2,200万円となっておりますが、これにつきましては、茶源郷情報配信システムの関係で備品購入費と委託料の組替えをさせていただいたものでございます。

また、33ページ、34ページをお願いいたします。

同款、同項、4目活性対策費で、補正額が△333万5,000円。主なものといたしまして、14節工事請負費△251万円、工事請負費で△103万4,000円、体験交流センター耐震補強工事で△147万6,000円を計上しております。

同款、同項、7目財産管理費でございます。補正額が1億522万5,000円。これにつきましては、24節積立金ということで、1億536万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、財政調整基金積立金3,151万円、減災基金積立金ということで7,385万1,000円を計上させていただいております。

35ページ、36ページをお願いいたします。

同款、2項徴税費、1目税務総務費、補正額が△276万8,000円。主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金ということで、194万2,000円の減額、京都地方税機構負担金の減ということでございます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

同款、3項戸籍住民登録費、4目戸籍電算化事業費、補正額が△543万1,000円。これにつきましては、13節使用料及び賃借料ということで、戸籍総合システムリース料の減額でございます。

39ページ、40ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額が5,159万1,000円。主なものといたしまして、職員人件費の減額、また19節の扶助費ということで減額の581万5,000円、福祉医療（障害者）の分で△142万円、重度心身障害老人健康管理事業で△165万円、また障害者自立支援事業で△123万4,000円。増額の部分でございますが、24節積立金ということで6,000万円。これにつきましては、地域福祉基金積立金ということでございます。また、27節繰出金で257万4,000円の増。これについては、国保基盤安定等繰出金でございます。

続いて、41ページ、42ページでございます。

同款、同項、6目人権ふれあいセンター費ということで、補正額が△279万2,000円。これについては、職員人件費の減となっているところでございます。

43ページ、44ページでございますが、同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額が△481万7,000円。主なものといたしまして、45ページ、46ページでございますが、19節扶助費ということで△360万円、ひとり親医療△76万円、子育て支援医療、府の事業で△228万円、子育て支援医療、町の事業でございますが、△56万円が主なものでございます。

同款、同項、3目保育所費で補正額が△566万4,000円。これにつきましては、職員人件費の減ということでお願いいたします。

49ページ、50ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で補正額が△745万8,000円。主なものといたしまして、19節扶助費△138万円、未熟児養育医療給付、また27節繰出金で△538万9,000円、国保直診勘定繰出金の減額となっているところがございます。

同款、同項、2目予防費で補正額が△362万6,000円でございます。主なものといたしまして、12節委託料ということで、△269万9,000円、がん診査等健診委託料で△137万1,000円、予防接種等委託料で△132万8,000円。また、18節負担金補助及び交付金で△70万4,000円。これにつきましては主なものといたしまして、小児インフルエンザ予防接種費用助成金△52万7,000円となっているところがございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

同款、同項、4目環境衛生費で補正額が△486万1,000円でございます。主なものといたしまして、27節繰出金△431万円、下水道事業特別会計繰出金△369万3,000円、簡易水道事業特別会計繰出金（水道料金軽減事業）で減額の61万7,000円。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費で、補正額が△822万8,000円。主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金△808万2,000円、相楽東部広域連合負担金でございます。

同款、同項、2目し尿処理費で補正額が△408万4,000円。主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金で△400万9,000円、このうち合併処理浄化槽設置整備事業補助金で△301万4,000円、広域事務組合負担金（し尿券）の部分で△99万5,000円となっているところがございます。

少しページを飛びますが、55ページ、56ページをお願いいたします。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額が△219万8,000円。主なものといたしまして、12節委託料△215万5,000円、このうち湯船森林公園使用料等徴収事務業務委託料△68万7,000円、森林経営管理事業業務委託料△137万9,000円が主なものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、補正額△1,501万2,000円。主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金で△1,499万2,000円。これにつきましては、お茶の駅構想プロジェクトの関係で計1,251万4,000円減額をさせていただいております。

57ページ、58ページでございますが、同款、同項、2目観光費で補正額が△121万5,000円。主なものといたしまして、18節負担金補助及び交付金で△80万円、ワールドマスターズゲームズ和東町おもてなし商品開発補助金△80万円でございます。

59ページ、60ページでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で補正額が△278万1,000円。これにつきましては、職員人件費の減額でございます。

63ページ、64ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費で、補正額が△561万1,000円でございます。これにつきましては、10節需用費△283万6,000円、消耗品費ということで、新型コロナ感染症拡大防止対策等の△267万円。また、14節工事請負費で△145万4,000円、工事請負費、マンホールトイレ整備事業に係る部分でございます。

続いて、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額が△2,574万9,000円。これについては、18節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金の減額でございます。

65ページ、66ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、2目利子で、補正額が△333万6,000円。22節償還金利子及び割引料、町債償還利子の減額でございます。

67ページ以降につきましては給与費明細を付けさせていただいておりますので、また、お目通しのほうをよろしく申し上げます。

特別会計につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、承認第6号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月16日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）

2. 専決理由 事業勘定において保険給付費並びに府支出金等の減額、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）

令和2年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,460万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,210万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,383万円とする。

- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

1 枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、1億1,125万6,000円、237万6,000円、1億1,363万2,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円、△3万9,000円、6万1,000円。

3 款国庫支出金、649万3,000円、△137万9,000円、511万4,0

00円。

4款府支出金、5億2,015万4,000円、△1億1,154万2,000円、4億861万2,000円。

6款繰入金、4,018万6,000円、257万4,000円、4,276万円。

7款繰越金、765万6,000円、1,360万円、2,125万6,000円。

8款諸収入、85万4,000円、△19万円、66万4,000円。

歳入合計、6億8,670万円、△9,460万円、5億9,210万円でございます。

1枚めくっていただきまして、続いて歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1款総務費、291万8,000円、△33万6,000円、258万2,000円。

2款保険給付費、4億9,321万9,000円、△1億1,330万6,000円、3億7,991万3,000円。

6款保健事業費、1,168万9,000円、△92万6,000円、1,076万3,000円。

7款基金積立金、1,000円、2,000万円、2,000万1,000円。

8款公債費、3万円、△3万円、0円。

9款諸支出金、235万1,000円、△2,000円、234万9,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.6、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページのほうをお開きください。

なお、補正の内容につきましては、主なもののみ説明させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、5ページ、6ページの歳入でございますが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金、補正額が△137万9,000円、1節災害等臨時特例補助金として△137万9,000円となります。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額が△1億1,154万2,000円となります。主なものとしまして、1節普通交付金で、△1億1,015万3,000円となります。

6款繰入金、2項一般会計繰入金、1目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、補正額が432万7,000円、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として432万7,000円の増額となります。

1枚めくっていただきまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,360万円、1節前年度繰越金で1,360万円となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、9ページ、10ページのほうで歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきますので、ご理解よろしくお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額が8,950万円の減額でございます。主なものとしまして、18節負担金補助及び交付金で同額8,950万円の減額でございます。

同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額△2,226万7,000円でございます。主なものとしまして、18節負担金補助及び交付金として同額の2,226万7,000円の減額でございます。

2枚めくっていただきまして、13ページ、14ページをよろしく申し上げます。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額が2,000万円計上しております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所の事務長と説明を交代させていただきます。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

続きまして、私のほうからは、令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）の直営診療施設勘定につきましてご説明申し上げます。

専決処分書等議案の部分につきましては、先ほど税住民課長から朗読説明がございましたので、第1表 歳入歳出予算補正からご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款診療収入、4,921万円、△159万1,000円、4,761万9,000円。

2 款使用料及び手数料、47万円、△24万8,000円、22万2,000円。

6 款繰入金、4,088万9,000円、△538万9,000円、3,550万円。

8 款諸収入、745万9,000円、△37万2,000円、708万7,000円。

歳入合計でございます。1億143万円、△760万円、9,383万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、7,220万9,000円、△541万2,000円、6,679万7,000円。

2 款医業費、2,900万8,000円、△217万5,000円、2,683万3,000円。

3 款公債費、1万3,000円、△1万3,000円、0円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.6、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

なお、先ほどと同様、主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款診療収入、2項外来収入、1目国民健康保険診療収入、補正額△60万6,000円、1節現年度分で60万6,000円の減額となっております。

同款、同項、5目その他の診療収入、△53万2,000円で、こちらにつきましても現年度分として53万2,000円の減額でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額につきましても△538万9,000円でございます。1節一般会計繰入金として538万9,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費で、補正額△541万4,000円。主なものといたしましては、職員人件費に係る部分でございます。

2款医業費、1項医業費、3目医薬品衛生材料費、△204万5,000円。内容といたしましては、10節需用費ということで204万5,000円の減額、医療材料費でございます。

9ページ以降に給与費明細を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 3 時 5 0 分まで休憩いたします。

休憩（午後 3 時 3 8 分～午後 3 時 5 0 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、承認第 7 号、第 8 号についてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 6 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

おめくりください。

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年 3 月 3 1 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 令和 2 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号専決）
2. 専決理由 使用料、一般会計繰入金、地方債及び工事請負費の変更に伴い、
予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号専決）

令和 2 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7, 6 4 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 3 1 日 専決

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。第 1 表でございます。

第 1 表以降につきましては、一般会計と同様の説明とさせていただきます。

1 款使用料及び手数料、6, 1 6 2 万円、9 4 万 7, 0 0 0 円、6, 2 5 6 万 7, 0 0 0 円。

2 款分担金及び負担金、7 6 万円、1 3 万 2, 0 0 0 円、8 9 万 2, 0 0 0 円。

6 款繰入金、7, 7 8 1 万 3, 0 0 0 円、△ 6 1 万 7, 0 0 0 円、7, 7 1 9 万 6, 0 0 0 円。

8 款諸収入、5 3 1 万 7, 0 0 0 円、2 3 万 8, 0 0 0 円、5 5 5 万 5, 0 0 0 円。

9 款町債、2, 6 7 0 万円、△ 1 7 0 万円、2, 5 0 0 万円。

歳入合計、1 億 7, 7 4 0 万円、△ 1 0 0 万円、1 億 7, 6 4 0 万円。

おめくりいただきまして、歳出です。

1 款総務費、6, 5 1 9 万 2, 0 0 0 円、△ 3 3 3 万 7, 0 0 0 円、6, 1 8 5 万 5, 0 0 0 円。

2 款施設費、2,000 万円、△166 万3,000 円、1,833 万7,000 円。

4 款基金積立金、1,000 円、400 万円、400 万1,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債の補正。

1. 変更

起債の目的：水道施設整備事業債、限度額2,670 万円、起債の方法：証書借入れ又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。補正後：限度額2,500 万円、起債の方法、利率、償還の方法については同様でございます。

予算に関する説明書資料No.7をおめくりください。

5 ページからの説明とさせていただきます。

歳入の主なもののみ説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、補正額93 万9,000 円、現年度分の126 万7,000 円、過年度分の△32 万8,000 円。

9 款町債、1 項町債、1 目施設債、こちらにつきましては、水道施設整備事業債△170 万円の補正でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、△333 万7,000 円。主なものとしましては3 節職員人件費等の△106 万3,000 円と12 節委託料、浄水場ろ過池砂入替業務委託料の△116 万2,000 円でございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、補正額△166 万3,000 円。主なもの

として、統合簡易水道事業整備工事の減額でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、4 0 0 万円。簡易水道事業減債基金積立金として4 0 0 万円を積んでおります。

以降、給与明細等につきましては、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

議案書に戻りまして、承認第 8 号でございます。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 6 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年 3 月 3 1 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 令和 2 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）
2. 専決理由 分担金並びに一般会計繰入金等の変更に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）

令和 2 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ480万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,880万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。

第1表 歳入でございます。

これも先ほどの簡易水道と同様の説明とさせていただきます。

1 款分担金及び負担金、128万円、△110万円、18万円。

2 款使用料及び手数料、3,007万7,000円、△3,000円、3,007万4,000円。

5 款繰入金、1億7,001万8,000円、△369万3,000円、1億6,632万5,000円。

7 款諸収入、4,000円、△4,000円、0円。

歳入合計、2億7,360万円、△480万円、2億6,880万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、補正前の額4,541万2,000円、△154万2,000円、4,387万円。

2 款管理費、5,614万8,000円、△325万8,000円、5,289万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、予算に関する説明書、同じく5ページをお開きください。

主なもののみ説明させていただきます。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、補正額△110 万円、公
共ます等設置分担金△100 万円でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△369 万 3,000 円、
一般会計からの繰入金の減額でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額△154 万 2,000 円。
主なものとしまして、3 節職員手当等△110 万円。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、△145 万 7,000 円。主な
ものとして、10 節需用費、修繕費として98 万 8,000 円。

同款、同項、2 目管渠管理費で△180 万 1,000 円、14 節工事請負費として
△102 万 8,000 円でございます。

おめくりいただきまして、給与明細等につきましては後ほどお目通しのほうを願
いいたします。

以上、承認第7号、第8号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願
いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、承認第9号 令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算
（第5号専決）について説明させていただきます。

議案書のほうをよろしく願います。

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同
条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 6 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年 3 月 3 1 日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）
2. 専決理由 令和 2 年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 2 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8, 9 0 0 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 4 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 8 0 万円とする。
- 2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 3 月 3 1 日 専決

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1億1,409万7,000円、310万9,000円、1億1,720万6,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円、△1,000円、0円。

3款国庫支出金、1億6,700万7,000円、260万1,000円、1億6,960万8,000円。

4款支払基金交付金、1億8,654万6,000円、△884万2,000円、1億7,770万4,000円。

5款府支出金、1億735万8,000円、△245万9,000円、1億489万9,000円。

7款繰入金、1億3,279万8,000円、△2,640万3,000円、1億639万5,000円。

8款諸収入、5,000円、△5,000円、0円。

歳入合計、7億2,100万円、△3,200万円、6億8,900万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、歳入と同様の説明をさせていただきます。

1款総務費、953万5,000円、△193万4,000円、760万1,000円。

2款保険給付費、6億6,810万4,000円、△2,553万1,000円、6億4,257万3,000円。

4款地域支援事業費、3,366万2,000円、△331万1,000円、3,035万1,000円。

6 款公債費、5 万円、△5 万円、0 円。

7 款諸支出金、9 2 1 万 9, 0 0 0 円、△7 4 万 5, 0 0 0 円、8 4 7 万 4, 0 0 0 円。

8 款予備費、4 2 万 9, 0 0 0 円、△4 2 万 9, 0 0 0 円、0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 9、予算に関する説明書、令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）の保険事業勘定をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページは総括でございますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、3 1 0 万 9, 0 0 0 円、1 節現年度分特別徴収保険料といたしまして 1 4 4 万 7, 0 0 0 円計上させていただきます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額△2 8 5 万円、1 節現年度分の△2 8 5 万円でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、△8 8 4 万 2, 0 0 0 円、1 節現年度分でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、△2 4 8 万円、1 節現年度分でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額△4 6 9 万 4, 0 0 0 円、1 節介護給付費繰入金でございます。

同款、同項、4 目その他一般会計繰入金、△2 3 5 万 8, 0 0 0 円、1 節事務費等繰入金でございます。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額△1,840 万円、1 節介護給付費準備基金繰入金でございます。

おめくりいただきまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても同様に、主なもののみ説明させていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△653 万3,000 円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、補正額△850 万円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

同款、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、補正額△250 万円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

おめくりいただきまして、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

同款、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額△223 万3,000 円、18 節負担金補助及び交付金でございます。

また、19 ページ以降に続きましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しください。

それでは、議案書のほうにお戻りいただきますようお願いいたします。

続きまして、介護保険の介護サービス事業勘定の説明をさせていただきます。

まず、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1 款サービス収入、331 万2,000 円、△23 万2,000 円、308 万円。

2 款繰入金、348 万8,000 円、△140 万4,000 円、208 万4,000 円。

3 款繰越金、10 万6,000 円、26 万3,000 円、36 万9,000 円。

5 款府支出金、29 万4,000 円、△2 万7,000 円、26 万7,000 円。

歳入合計、720万円、△140万円、580万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出も同様の説明をさせていただきます。

1 款総務費、566万1,000円、△125万円、441万1,000円。

2 款事業費、133万円、△15万円、118万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、同じく、資料No.9でございます。予算に関する説明書、令和2年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）のサービス事業勘定をお願いいたします。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額△140万4,000円、1 節一般会計繰入金でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳出も同様の説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額△125万円。これにつきましては、主なものといたしまして職員人件費ということでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、承認第10号 令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月16日提出

和束町長 堀 忠雄

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）
2. 専決理由 令和2年度の後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療広域連合納付金等の予算補正をする費用が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ325万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,555万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入からでございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、4,848万2,000円、△209万9,000円、4,638万3,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,699万8,000円、△96万4,000円、2,603万4,000円。

4 款繰越金、18万5,000円、16万8,000円、35万3,000円。

5 款諸収入、312万5,000円、△34万5,000円、278万円。

歳入合計、7,880万円、△325万円、7,555万円でございます。

1枚めくっていただき、続いて、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、61万2,000円、△1万4,000円、59万8,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、7,261万6,000円、△270万6,000円、6,991万円。

3 款保健事業費、515万7,000円、△52万9,000円、462万8,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円、△1,000円、20万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.10、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページのほうをお開きください。

なお、補正の内容につきましては主なもののみ説明させていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額△164万8,000円、1節現年度分として△164万8,000円となります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額が△96万4,000円、1節事務費繰入金として△48万5,000円、2節保険基盤安定繰入金として47万9,000円の減額となります。

1枚めくっていただき、7ページ、8ページで歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額△270万6,000円、18節負担金補助及び交付金として△270万6,000円となります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

皆さんにお願いいたします。

何号専決の何ページかということをはっきりしてから発言していただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

一般会計No.5の63ページ、災害対策費についてお伺いします。

近隣の市町村では公共施設、要するに、役場とか主な施設の入り口にタブレット型の自動の検温器を設置されているというふうに聞いております。本町の場合、どの施設にもそういったものはないというふうに思いますが、その考え方はどのようなお考

えなのか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町におきましても、令和2年度補正予算で予算を計上させていただきました。しかしながら、高山議員がおっしゃるように、各市町村、また各企業ですね、自動測定器を大量に注文されておりましたので、朝一番の報告でもさせていただきましたように、繰越予算ということでお願いをしております。

なお、入札につきましては、6月18日、明後日に入札をして業者を決定して機械10台でございますが、導入する予定でございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

一般会計の専決のほうですけれども、直接関係ないことで申し訳ないんですが、1点、ワクチンのことだけお聞きしたいと思います。

先ほど高山議員のほうから、64歳以下の方のことについて質問がありまして、クーポンのことが問題になっておりました。7月中旬にならないと基本的には届かないという話でしたけれども、これはやはり大変遅過ぎるというふうに私も思います。

さっきニュースを見ておりますと、いわゆる大規模接種会場のところの18歳以上のところで始まっておりまして、がらがらだったのが、一応、5割を超えるような予約があったというふうな話が出ておりました。そういった意味でも、事務上、もし来月中旬までにクーポン券が配られないとしても、何らかの代替の措置というものを必ず必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

先ほど一定答えがあったのかもしれないんですけども、そこはやはり公平感がなくなってしまうので、その措置についてはやはり京都府や国と詰めていただきたいなと思うんですが、その辺もう一度お願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

何とか少しでも今、予定している日程よりは早いうちに発送できるように鋭意努力していくつもりではございますが、今この段階でいついつにというような返事の指定までは控えさせていただきますが、できるだけ早いうちに発送できるような形を取らせていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

このワクチンについては、国のほうが7月末までに高齢者の接種が終われるようにという号令と言いますかね、方針があって、それは大変ご苦労いただいていると思います。

一方で、この間、大規模接種会場であるとか、京都府も精華町、亀岡に接種会場をつくるということなんか相次ぎまして、要は、受けるほうは選択肢が増えているんですけども、いわゆる行政のほうとしては大変混乱もあるというふうに思うんですね。だから、そういった意味では大変同情する部分もあるんですけども、ただ、やはり受ける側としてはできるだけ早く受けたいと思いますので、そこはぜひ町長ともまた相談もいただいて、できるだけ早くクーポンの発送だけに限らず、代替の措置も含めて何とかならないかということも含めてぜひ検討をいただきたい、これは強く要望しておきたいと思います。

それでは、一般会計の58ページのワールドマスターズゲームズの関係ですけども、いわゆるコロナの関係で本来今年だったわけですけども、来年に延期になったということですが、この間ずっと担当いただいていた職員の方が退職されたりとかいうこともありまして、準備のほうとかもいろいろあると思うんですけども、実際、今現段階での準備状況ですね、どうなっているのかということをお聞きしたいのと、それから来年開くにしても、やはりまだコロナの影響でどうなるか分からないという状況がございます。そういった点で、その辺の対策ですね、感染対策でもともとなかったと思うんですけども、やはりこれは欠かせない対策になっておりますので、今、オリンピックの話もありますけども、開くなら開くでその辺の対策もあると思いますが、どういふうにその辺は扱われているのか説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

まず、1点目の現在の状況でございます。

先ほどご質問のありましたように、体制が1名減となっておりますので、今、現状の中で動いているということで、現状の内容は、今年5月13日で1年前ということで、大会につきましては今年の3月1日に関西組織委員会のほうから競技の日程が決まりました。和東町につきましては5月14日、15日、16日の3日間ということになっております。全体の競技につきましては5月13日から5月29日ということであります。

和東町の実行委員会の中では、1年前を記念しまして本来でございましたらプレイベントを企画しておりましたが、コロナの感染状況から啓発ののぼり旗を設置させていただきまして、庁舎、診療所、それから観光案内所等各公共施設のほうに設置させていただいております。

また、広報紙のほうでも、のぼりの設置にご協力くださいということで協力の呼びかけ、また、組織委員会のほうからでは、6月になりましてスフラのリレーの撮影がございました。石寺の景観前で来年の本大会の会場で映像を配信されるんですが、大会市町の中にスフラというワールドマスターズのマスコットですけれども、サクラの花を持って各市町をリレーするということで映像の配信ということを予定されてまして、その映像を撮影に来られたというのが現状となっております。

また、機運醸成に向けては、今月末に和東小学校の授業でも取り上げてもらえるようになっておりますので、順次、指定管理者でございます株式会社湯船と4月1日付で契約もさせていただいた中で、どのような方策が一番いいものかということで、管理並びに運営に関しまして協議をしながら進めていきたいと思っております。

また、大会本番に向けましては、レースのディレクターが必要になっております。本番に向けまして5月13日付でワールドマスターズに向けたレースのディレクターの任命もさせていただきまして、順次進めております。

また、先ほどの管理と運営を株式会社湯船のほうと契約させていただいておりますが、また今後、運営に関しましては、より専門性が高いということで、機運醸成も含めた中でその体制の在り方をどうしたらいいかということを経営と現在ご相談もさせてもらっているような状況で、順次進めていきたいと考えております。

また、コロナ感染の予防に関しましては、昨年プレ大会でCJU大会という国際大会のイベントをさせていただきましたが、やはり最初、会場に入っていく際には検温器ということで検温させていただきました。

また、機械のほうもリースさせていただきました、自動で自分で測っていただける検温器を2台設置させていただきました、体温が37度5分以下の方につきましてはリストバンドを2日間、色を変えてつけていただきました。選手の方、また来場された方全て検温させていただきました、健康チェックリストということで、どなたが会場に入られているかというのをしっかりと確認させていただくようにさせてもらって

おります。

また、輸送の関係につきましても、2分の1の乗車ということでピストン輸送も考えておりましたので、本大会におきましても同様に検温、それからできるだけ密にならないような運営の在り方というのを模索している状況でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる来年、1年後ぐらいに開かれる予定ということですが、もちろん日本だけじゃなくて世界的なワクチンの普及も含めて、今よりは改善しているんじゃないかというようなことも想定はされるわけですし、そうでないと困る面もありますけども、ただ、やはりまだ変異株の関係であるとか、またワクチン自身がいつまでもつものなのかという治検がまだ分からないという状況があります。

そういう中で、いわゆるプレ大会は国内の話だと思うんですけども、実際に来年本番は海外から来られるということですよ。入国されて、そういった方をどういうふうに扱うかということがあると思います。そのときの感染状況とか終息状況等ももちろん関わってくるので、今後の時の流れによって大体見えてくるとは思いますけども、その辺、例えば、これは一定専門的な治検というか、感染症の専門家の意見であるとか、そういったものがどうしても必要になってくるとは思いますけども、ワールドマスターズゲームズというのはその辺の専門家との関わりというのはどのようになっているのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

全体的な部分につきましては、国際ワールドマスターズゲームズ協会のほうで決定されるわけですが、関西の組織委員会で感染の対策というのは今後十分に専門家の意見とかというのを取り入れながら決定されると思っておりませんが、現在検討中のごさいますして、オリンピックが終わりましたらその後に実際の動きが見えてくるかと思っておりますが、現在、組織委員会のほうから専門的な見地からということはお話を聞いていない状況でございます。

また、和東町の実行委員会の中では、町内の医師の方に、専門家の方にご配慮いただきまして、絶えず感染の対策ということで待機をしていただくということでプレ大会のほうも実施させていただきまして、また車両につきましても、救急搬送が難しい場合は、実行委員会として車両をナイロンで感染を防止しながら1台の車両を置いておくとかいうことでプレ大会も実施しておりますので、そういった指導は組織委員会のほうからも通知が来ておりますので、イベントの実施に関するマニュアルに従って現在は予定しているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

その辺は随時報告いただきたいと思うんですけども、先ほど私、町長にオリンピック、パラリンピックの話を伺いましたけども、来年は、いわゆる開催地ですからね、だからそういう判断を求められるわけですよ。実際にそれで来年、私も終息していることを望んでいますけども、でも、まだ見通しが分からないだけに、そういったことを形だけじゃなくて、ちゃんと考えておかなきゃいけないと。

実際にその場で住民の方の関わりが絶対起こってくるわけですから、そこでちゃんと命を守るという意味では具体的な判断が求められるわけですから、そういう意味で私は聞いたんですけど、ですから、ぜひその辺はそういう立場としてちゃんと考えて

いただきたいと、これは要望だけしておきたいと思います。

次に、32ページの茶源郷行政情報配信機器更新等委託料で2,970万円上がっておりますけども、いわゆる光ボックスの更新ということで、一応、以前からコロナ対策も含めて予算化いただいて、今年から随時更新していくということで聞いておりますけども、その辺どういう段取りなのか説明いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

茶源郷行政情報配信システムの更新につきましては、今回の専決予算でも挙げさせていただきましたように、当初は備品購入費で挙げさせていただきました。しかしながら、やはり住民の方と直接窓口じゃなしに機械を持って対話ができるようにシステムを改修するというので、専用機器をN T Tのほうで段取りをしていただくという状況で、現在、最終段階を詰めている状況でございます。

また、災害時警報等の発生時には持っている方のタブレット、またテレビを通じて住民の方に伝えるというようなシステムも考えておりますので、もう少し先になりますが、契約をして事業を進めていくという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひまた引き続き対応のほうをお願いしたいと思いますし、内容についてもやはりこれまでよりも便利と言いますか、本当に使える機器として普及できるようにぜひお願いしたいというふうに思います。

最後にですけども、これは決算のときでもなかなか聞けないことですので、今、聞

いておきますけども、30ページ、この中に予算としては5,000円しかありませんけども、京都府北陸新幹線南部ルート建設促進同盟会負担金というのがありますね。これはそもそもいわゆる北陸新幹線南部ルートを建設促進するための同盟ですから、それを促進していくという立場の中で活動されているというふうに思いますし、和束町としてもそれに参加されているということだと思えますが、先日、JR西日本のほうがこの秋のダイヤ改正で大幅に減便するという方針を出しております。大和路線も加茂から奈良間を昼間時間を半減するというような見込みのような話が出ております。それはそれで大きい問題なんですけども、一方で、北陸新幹線の関係ですけども、2年後に着工するという話を聞いております。

いわゆるこれまで言われてましたように、今現段階ですけど、総工費2兆3,000億円と。多分膨らむだろうと言われております。この5月の西日本の社長の会見を見ていると、いわゆる減便の理由が要は利用者の減少なんですけども、こう言っているんですね。「この非常に厳しい状況は、今後ワクチン接種の進捗により回復に向かうことを期待していますが、コロナ前の水準には戻らないと考えています」と言っているんですね。要は、コロナが収まったとしても鉄道の利用者は増えないだろうというふうに言っていて、減便しますということを言っているんです。

一方で、北陸新幹線は予定どおり着工しますというか、前倒しで着工します。これだけ鉄道の利用が減っている、そういう中で、そもそも何兆円もかけて北陸新幹線を本当にそんなに利用する人がいるのかと。しかも京都駅から松井山手ですか、1駅だけ挟んで新大阪へ、そのまま京都から行っても行けるのに、わざわざ南部に下りてきて、1時間に1本だけの新幹線を走らすために南部ルートをつくると、そのための着工を2年後にはやりますよと、これは大変矛盾したことをJR西日本は言っていると思うんです。

町長ね、今日はそんなに議論しようとは思っていませんけども、これは大変矛盾に満ちた事業になっていることは間違いないと思うんです、コロナも含めて。少なくとも

も、そこに税金なんかも投入されるおそれもありますから、やはり町長としてこういうものに参加されているんだったら、その辺の見通しはどうか、着工すると言っているけども、そんなことちゃんと利益が上げられるのか、そういうものになっているのかということをごに言っていたきたいなと思ふんですよ。

町長は今現段階でそういう西日本の動きや政府の動きというのを、それはそれでよろしいと思っておられるのか、それとも、コロナも経て、一番身近なこういうJRの便さえ半減せないかんときに北陸新幹線をやってるときじゃないと、そういうふうにお思いなのか、そこの評価をどうされているのかということをお聞いておきたいと思ふます。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

一つには、今の時点でどう考えるかというように尋ねておられると思ふんですが、この取組というのは少し時間差背景があります。いわゆる北陸新幹線については、南部に引っ張っていかうという関係市町村が集まって、そしてまた関係団体、企業も入っていると思ふますが、そこへ和東町も入っていると、こういう状況で進めてきているわけなんです。

今、言われましたように、全体として捉えてみますと、この間、私も情報として、いわゆる関西本線が加茂と木津ですね、ここのが1時間に1本になるというように聞きました。そういうことから、早速、関係町村が集まって、これはこれとしての対応はやっていかなきゃならない。

私、正直なところ、今、聞かれて、一つのものでどうなんだというのはなかなか難しいところがあるんですが、いま一つは、関西本線の加茂に向けて減便されるというのは声を上げていかなきゃならない。早速、関係町村が集まりました。担当課長が集

まって、この対応を強くしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山一彦議員。

○4番（村山一彦君）

福祉課長に1点お聞きしたいんですけど、先だってから問題になってます介護保険料、これが和東町は京都1位になったと。望まない1位になったわけなんです。それで、京都新聞でしたか、見てましたら、結局上げてない自治体が10自治体あったと思うんです。そして、下げたところも2自治体ほどあったと思うんです。それらを見ますと、やはり基金を取り崩したり、いろいろ努力をされてとどめておったということなんです。

この間、総務厚生委員会で課長がおっしゃったのは、和東町は基金がありませんのでということで、実際、基金がないんですしたら、No.9の介護保険の保険事業勘定を見てみても、基金のほうに繰入金というものがないんですね。介護給付準備基金、これとは違うと思うんですけど、今年黒字になって幾ばくか基金をつくって3年に一度見直しをするということで、3年後には下げるというような意志を持っていただきたい、また、上げるんじゃなしに。だから、そのための準備として、やはり基金を積み立てていくべきではないかと思うんですが、その辺どう考えておられるかお聞きしたいです。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

基金がゼロということではございませんが、計画を作らせていただいて、今年度からの3か年の計画を作っている間の中では、確かに基金を一定想定の中には入れずに

計算をさせていただいたところがありますので、実際は今、住民の皆様にお示ししている以上の金額での一番初めの設定となりました。そこから令和2年度の残額の繰越分、その黒字部分を入れた中で3年間の計算をしてこの状態になったということでございます。

基金と言いますのは、3年間の計画の中で黒字になって使わないというか、次期に送れるというものになった時点で基金に積ませていただくんですけども、当然ながら、次期計画のときに必ず保険料は上がらないような形の対策を取るために、その基金は崩させていただいておりますので、今期の計画の前の計画のときに、持っていたおよそ2,000万円ぐらいの基金は全部崩す計算の上で前回の保険料の設定をさせていただいているというところがございますので、毎回毎回の計画の中でのところでやっているということですので、その計画の中で毎回基金を積み上げていくという計画をするならば、もともとの保険料を物すごく大幅に上げていかなければいけないということにもなってくるということがございます。

今期のほう、大幅に値上げりをさせていただきました。これにつきましても、今年度につきましても、やはり前年度以前までのコロナの影響等々ございまして、特に和東町は自営業の方も多いということで、収入が極端に落ちてるというところから、保険料段階の低層の方が相当数増えたということで、どうしても上げざるを得なかったということがございます。

ですが、当然ながら、やはり保険料はできるならば上げないほうがいい、また他市町村のように下げられるものなら下げたほうがいいというのは十分分かっておるんですけども、年間の必要料、必要額というのはどうしてもかかってきますので、その調整がなかなかうまくいかなかった、高くなってしまったということなんですけども、今期は計画のほうは入っておりますが、次期計画、またその先につきましても、国・府とも協議した中で、できるだけ上げないような形の制度設計ができていたらなどというふうに思っているところがございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

何か分かったような分からんような答弁でしたけど、とにかく3年先においては、要するに上げない。できれば下げてください。先ほど言ったように10自治体が上げてないという努力をされているわけですので、安易に上げるような感覚は持たないでほしい、それだけを言いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

次期の計画につきましては、やはりそのときが来てみないと何とも言えないところではございます。住民のサービス給付に係るもので一定の割合、一定の保険料というのはどうしてもかかってくるものでございます。他市町村でまだ基金を持っておられて、保険料の増額をされなかったという市町村が多数あるのは私も存じておりますが、それにつきましては、前期の計画のときに基金の取崩しを大分抑えられたというのを聞いておるところでございますので、保険料は上がらないのに越したことはないというのは十分承知しておりますので、この3年間、介護予防の事業等を中心に展開していく中で極力抑えていけるような努力をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ほかに質疑のある方ございませんか。

それでは、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町一般会計補正予算（第9号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立

願います。

起立全員です。

したがって、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第 7、議案第 23 号 和東町組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 23 号の提案理由を申し上げます。

和東町総合保健福祉施設の令和 6 年度の完成を目指し、施設整備に向けた基本計画、建設計画を具体化するため、和東町組織条例の一部を改正する必要性が生じたので、

ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第23号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第23号

和東町組織条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年6月16日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきます。

和東町組織条例の一部を改正する条例

第1条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加えるということで、第6号 総合施設整備課。また、別表中、福祉課の次で、また分掌事項でございますが、新たに総合施設整備課、総合保健福祉施設整備に関することに改めるということでございます。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

資料といたしましてNo.23で和東町組織条例の一部を改正する条例の新旧対照表、また別表の改正後案現行を載せさせていただいております。

最後のページになりますが、条例の改正に基づきまして、令和3年7月1日現在の和東町の新しい組織図案を載せさせていただいております。総合施設整備課といたしまして整備係をつくりまして、事務の対応に当たるということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これより質疑を行います。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

すみません、先ほどの私の一般質問の最後の質問のところで、町長から答弁をいただけたらなというふうに思うんですが、検討委員会の提言書の中で、先ほど申しましたように、この施設については、まちづくりの中長期的な展望を踏まえた検討ということになるんですね。今後の第5次総合計画の中でいろいろまちづくりを検討されると思うんですが、そういったことを踏まえた中で新しい整備課を全体的なまちづくりの中で動いていかれるということによろしいですか。町長、ご答弁を。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

お尋ねいただきましたように、この施設は和東町で計画とか、いろんな中でも示されていますように、和東町で住んでおられる方が健康で、そして生きがいを持てる、そういうまちづくりを住民と協働してつくり上げていく、その拠点にしていくべきだと思います。そういう拠点であるべき施設はどのような施設であるべきか、そういうところを含めて、建物の計画ですね、そういう計画をつくり上げていく。そういう意味で、これからの和東町のまちづくりの拠点と、そういうことでここに隣接するということが一つの大きな理由になっていると、こういうことでご理解をいただけたらありがたいと思います。

よろしく願いします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

確認なんですけども、新しくつくられる課ですね、総合保健福祉施設の整備を担われるということなんですけども、今後この課が担われる具体的な事務というのはどういうものになりますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

一応、計画とか、そういった構想的なものは出来上がりました。あとは、この施設の建設に向けて、一つは施設を完成させる、こういうことをやっていかなきゃならない。

これにはいろんな問題があります。それとあわせて、これからまちづくりの拠点とすべきだと。ここがそういうことになれば、ここの条件というものを考えていかなきゃならない。

朝から高山議員のご質問もありましたように、和東町は南部幹線、北部幹線の計画を持っております。そういうことを絡めながら、それを対応することによって、今まで浸水想定区域の問題はちょっとでも回避するだろうと、こういうこともあわせながらつくり上げていく、こういうことをやっていくとなれば、それと、これを3か年でつくり上げていくということになれば、やっぱり専任して置いていかないと、それと今は緊急にコロナが入りましたので、これは大変だということで、これを遅らせてはならないと。そういう意味で、この3か年の中の計画どおり進めていくということで専門の組織をつくり上げて、先ほどありましたように、そういう目的、利用のほうも含めながら計画内容もしていかなきゃなりませんので、単なる建物の見積りが上がった、設計できた、それをしますよと、そういうものではありません。この建物が住民

協働の拠点となるためにはどうしていくかということも含めながらどう検討していくか、このようにご理解いただけたらありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、いわゆる今後、基本計画に基づいて具体的に建物そのものを建設していく。その基本になる地質調査とか、一定のそういうことも必要になってくると思います。

それで、もう一つ確認したいのは、今までの基本計画までは検討委員会というのをつくられて、そこでいろいろ専門的なことも含めて議論されて、一定方向性を出されました。これからは具体的には建物を造っていく。また、先ほど言われたまちづくりの拠点としての位置づけというのをどうしていくのかということも議論していくという話がありましたけども、また、そういう意味での何らかの有識者などを集めたような、また、いわゆる安全面も含めて地質調査等もされるのであれば、そういったことをちゃんと分析する、そういった方なんかに意見も聞くような、そういう検討委員会のような部門というのは考えておられるのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、確かに、今度造っていく分につきましては、当然、地質調査を含めまして、いろいろな方面からの専門家を呼ぶということで、当然、その研究をされている大学の先生なり、また京都府なりをお願いいたしまして、建築のほうに詳しい方、また災害・防災のほうにも詳しい方等々、いろんな専門家の

方に打診した中で組織をつくって行って、そこで検討していってもらおうかというふうな思いで今、準備を進めているところでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

その辺もう少し具体的になったときに示していただきたいとは思いますが、それで、もう一つ大事なものは、その検討過程の透明性だと思うんです。

私がこの前委員会でも指摘しましたが、どんな結論になるにしても構わないんですけども、ただ、例えば、去年の検討委員会から提言を受けられた、その後、最終案を出されるまでの変更がありました。特に、先ほどからありましたように、災害のリスクはある。だから、土台も造らなくちゃいけないということも言われてましたし、先ほど話があったように、浸水のことも考えたら別のルートも必要じゃないかという話がありました。ということは、一定そういうことを配慮した議論も必要ですし、建築が必要になってくるというのは目に見えていることだと思うんですね。ただ、その辺のことが去年どういうふうにして変更されたんかということについて全く明らかにされてません。

なぜ、変更したのか、どういう知見に基づいて変更があったのかということが全く説明されてません。そこは本当に私は問題だと思っているんですね。こういう施設を造るのにそういう不透明感があってはならないというふうに思うんです。そういう意味で、今度の課ではそういった議論があったときは会議録をちゃんと残すとか、そういったものについては必ず公開する。なぜかと言いますと、例えば、水害対策のために要はかさ上げしなくちゃいけないとなってますね。それが条件になってますね。そのために、グリーンティで造るときよりもその分のお金が何億円も要るんですよ。

先ほど言われたように、別ルートをもしかしたら造らなくちゃいけないかもしれな

い。また、そのお金もかかるわけですよ。だから、物すごく経費がかかるわけです。さっきの進入路の問題をされているんだから、全く関係ないわけではないわけですよ。だから、関連しているんな経費がかかってくるということです。それだけに住民の方から疑問を持たれては駄目だと思うんです。必要なお金はかけたらいいと思いますよ。けども、そこに説明がちゃんとされないといけないし、ちゃんとした情報開示がないといけないというふうに思いますので、そのちゃんとした情報公開、説明責任を果たすだけの機能と言いますかね、責任をその課に持たせていただきたい。

その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まずは、私の理解をいたしている内容を述べさせていただきたい。

途中で変わったとかいう話をされましたが、これはいろんな角度の人の声を聞いて進めていきたいと。だから、委員会で多くの人に各方面から参加していただきまして、そして忌憚のない意見をいただいて、そしてまとめていかれました。

私、経過を聞いておりますと、5点という場所を計画され、最終的には2つにその委員会が絞られました。そして、決められた2つの中で決めますけども、委員さんの多いほうはこちらですよということもありました。そういう中でこっちで決めさせていただくということですから、その判断に立ちました。その判断の差は二つあります。

一つは、先ほど高山議員からご質問がありました、まちづくりの拠点にしていけないといけないだろうと。そういうまちづくりの拠点となったらこの隣接。

もう一つは、今、浸水区域、そしてハザードマップがありますが、日本でハザードマップに指定されておるのが、住んでおられるところを全部入れて30数%。だから、

そこへ建てたらあきませんなんていう法律はありません。なぜかと言うたら、そこへ建ててもいいけども、災害が起こったらどうするかという、日頃からきちんと持ってなさいよと、これを示されているんです。ハザードマップの役割はそうなんです。何かそれだけが先に行ってしまったら、経費がかかります、そしたら、今、言われたように、何億円かかってもやらなきゃならん。そんな金かけて、法律で決まってないところまでしなきゃならない。

ただ本町はさっきも言いましたように、前からの課題があります。いわゆる南部幹線とつないでいく、これを解決できたら鬼に金棒、両面全部解決する。だから、もし大きな経費がかかるとすれば、それは考えていくべきだと思います。

はっきり言っておきますけど、かけてまでせないかんというような法律はありません、ハザードマップはそうです。それがもしやるのだったら、全国で30数%、家から施設から全部建て替えなきゃならない。しかし、住民の安心安全を考えていかなきゃなりませんから、ハザードマップで示されている場所でやるのだったら、そこをきちっと踏まえて、安心安全なものに考えていきます。そのときには道路も解決するんじゃないかと。だから、この場合は、両得でいけますねというこの二面性の判断を出させていただいて決断をさせていただきました。

変えたという私の意識はありませんので、その辺のところ

「不規則発言あり」

○町長（堀 忠雄君）

だから、こういう意識はありませんので、今、言われたように、そういう感覚は持っておりませんので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

「不規則発言あり」

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

ちゃんと答えてもらいたいです。だから、つくられる課に透明性を持った仕事をするようにやってくださいねと言っているんですよ。

先ほど言われたから言いますけども、「変えた意識がない」で、評価を変えてるじゃないですか。×だったものを△にしてるじゃないですか。そうでしょう。それを変えてないなんていうのは菅内閣と一緒にすよね。本当にそういう意識がないんじゃないかと、実際に変えているんだから。

それで、初めに検討委員会で二つに絞られて、それで、その委員会の中ではそういう方が多かったですよと、それは私も知ってます。だけど、その検討委員会がつくられた案をそのまま変えずにそれで判断されたんだったら、問題はあるにしても。

○議長（岡田泰正君）

岡本委員、ごめんなさい。

○7番（岡本正意君）

分かっております。町長が答弁されているんですからね。

○議長（岡田泰正君）

組織条例の一部の改正ですので、守らないと。

○7番（岡本正意君）

分かっております。だから、それで町長がそういう答弁をされているんですから。

実際に承認されてやるんだったら、私は問題があっても分かりますよ。だけど、わざわざその評価を変えられた上でそこを選んでおられるわけですから、何で変えたんかという説明をするのは当たり前でしょう。それは一切説明せずにですよ、科学的知見もないと言ってるわけですよ、根拠もないって福祉課長は言っているじゃないですか。そういうことをちゃんと説明できないと駄目なんじゃないですかって言っているんですよ。それを私は変えた意識がないで、町長の意識の話をしているんじゃないんですよ。具体的に変えてるんだから、そこをちゃんと説明するのがあなたの責任でしょう。こういうことだったら今後その課がちゃんと透明性を持って仕事ができない

でしょう、町長がそういう姿勢だったら。だから、ちゃんと答えてください。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員、質疑を抑えてください。

○7番（岡本正意君）

答えてください。

そういうちゃんと透明性を持った仕事をするように、つくる課に町長の責任でそういう運営をするようにしますとちゃんと答えてください。議長、答弁してません。答弁してないでしょう。

○議長（岡田泰正君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

今までの話を聞いてるとね、不透明だということを盛んにおっしゃってる。不透明だったんですか。検討委員会から求められた答えは不透明なの。不透明じゃないでしょう。△から○に変わった、そういうことをおっしゃってるんじゃないの。

○7番（岡本正意君）

変えたのは行政が変えた。

○1番（岡田 勇君）

行政がそれを変えたの、本当に。変えたために検討委員会の話がつくられたの。その辺をはっきりせな。いかに変わろうが何しようが、検討委員会で大多数が候補地はここに決まりましたということになったんですよ。あんたはそれを尊重してるんでしょ。ならそんでよろしいやん。そのために検討委員会をつくっておられるんだから、だからそれをはっきりさせてください。

今のこの議題は課をつくりますと、これでよろしいですかということです。それによって、課が変わるんですか。変わらないでしょう。いずれにしましても課はつくらないと。だから、それを進めてください、議長。課をつくるのがいいのかどうかとい

うことだけね。それをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

今、副議長の岡田 勇議員のほうから発言がございました。

ただいまは和東町条例の一部、組織、課をつくるということの焦点で質疑を行っております。

町長が判断されたことですので、それに従って議題を粛々と進めていただくようお願いいたします。

ほかの議員の質疑ありますか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第23号 和東町組織条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第23号 和東町組織条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月23日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

午後 5 時 1 5 分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 8 月 26 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 吉 田 哲 也

〃

和東町議会議員 井 上 武津男